

令和元年度 環境計画年次報告書

環境レポート

平成 30 年度の環境施策と環境の状況

飯田市

令和元年 9 月

飯田市の概要

人口・世帯数

(平成31年4月末現在)

◎総人口 101,187人(外国人含む)

男48,613人

女52,574人

◎世帯数 40,013世帯

気象

飯田観測所による平年値

(平成30年までの20年間平均)

◎平均気温 13.1℃

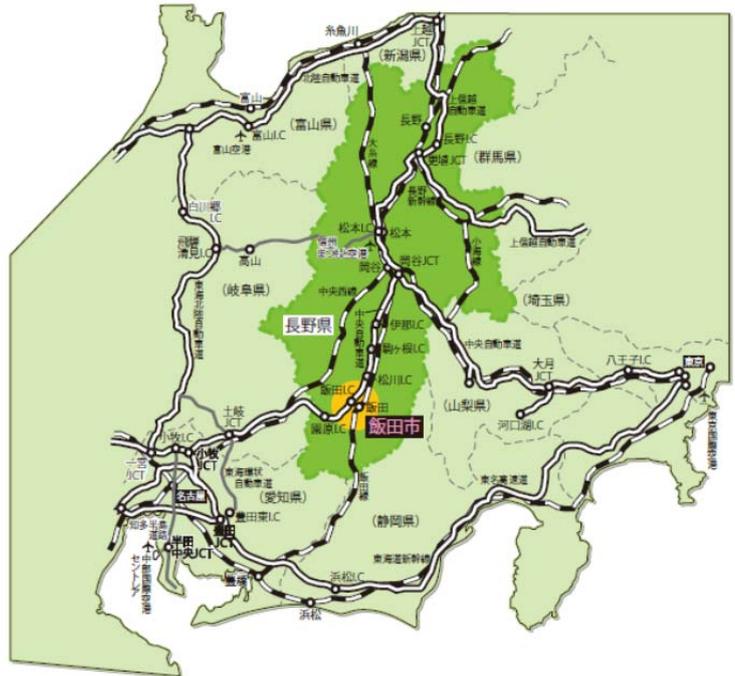
◎最高気温 36.0℃

◎最低気温 -9.2℃

◎年間降水量 1681.1 mm

◎年間日照時間 2081.8 時間

◎平均風速 2.2m/s



自然

飯田市は、日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形(標高差2,700m)が広がっています。豊かな自然と、優れた景観、四季の変化に富んだ暮らしやすい気候に恵まれています。

歴史

古くは東山道、近世以降は三州街道、遠州街道などの陸運や、天竜川の水運にも恵まれ、東西あるいは南北交通の要衝として繁栄し、経済的にも文化的にも独自の発展を遂げ、神楽や人形浄瑠璃などの民俗文化が今なお暮らしの中に息づいています。

産業

養蚕や水引などの伝統産業により発展してきた飯田市は、現在では先端技術を導入した精密機械、電子、光学に加え、近年では航空宇宙分野のハイテク産業をはじめ、半生菓子、漬物、味噌、酒などの食品産業、市田柿、りんご、梨などの果物を中心とする農業などが盛んに行われています。



みなさまのご意見、ご提案、ご感想をお寄せください。

飯田市では、環境レポートに掲載された環境施策の内容改善や環境レポートの見やすさ・内容改善について、広く市民、事業者のみなさまのご意見、ご提案、ご感想を募集しています。

みなさまのご意見をお寄せください。

1 ご意見・ご提案・ご感想の提出方法と提出先

任意の様式に、ご意見、ご提案、ご感想をご記入の上、下記のいずれかの方法でお送りください。

宛先 飯田市役所 市民協働環境部環境モデル都市推進課

(1) 郵送の場合 〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地

(2) ファクシミリの場合 0265-53-2333

(3) E-mail の場合 sakugen_co2@city.iida.nagano.jp

2 お問い合わせ

飯田市役所 環境モデル都市推進課 0265-22-4511（内線 3472）

環境文化都市宣言

平成19年3月23日決議

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

目次

はじめに.....	5
21' いいだ環境プランの基本理念と目標.....	6
21' いいだ環境プラン第4次改訂版の構成.....	7
第1章 平成30年の主な出来事	
特集1 第2次環境モデル都市行動計画改訂版を策定しました。.....	8
特集2 『伊賀良井マイクロ水力発電再生可能エネルギー活用事業』及び『下久堅ふれあい交流館 太陽光発電再生可能エネルギー活用事業』の地域環境権条例認定について.....	11
特集3 飯田市災害廃棄物処理計画を策定しました。.....	14
第2章 平成30年度の政策ごとの実施状況	
政策1 気候変動の緩和と適応	
基本的方向1 社会の低炭素化の推進.....	18
1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり.....	24
1-2 環境にやさしい交通社会形成.....	26
1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり.....	28
1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進.....	30
基本的方向2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進.....	32
2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進.....	33
2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進.....	35
2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進.....	37
2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進.....	38
基本的方向3 気候変動への適応.....	39
3-1 「気候変動への適応」に関する研究.....	40
3-2 環境情報の適切な提供.....	41
政策2 循環型社会の形成	
基本的方向4 廃棄物の減量および適正処理と地球環境美化の推進.....	42
4-1 リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進.....	45
4-2 リサイクル(再生利用)の推進.....	46
4-3 ごみの適正処理の推進.....	47
4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進.....	48
4-5 処理施設の適正管理と整備への協力.....	49
政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全	
基本的方向5 緑と生物多様性の保全.....	50
5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備.....	55
5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり.....	57

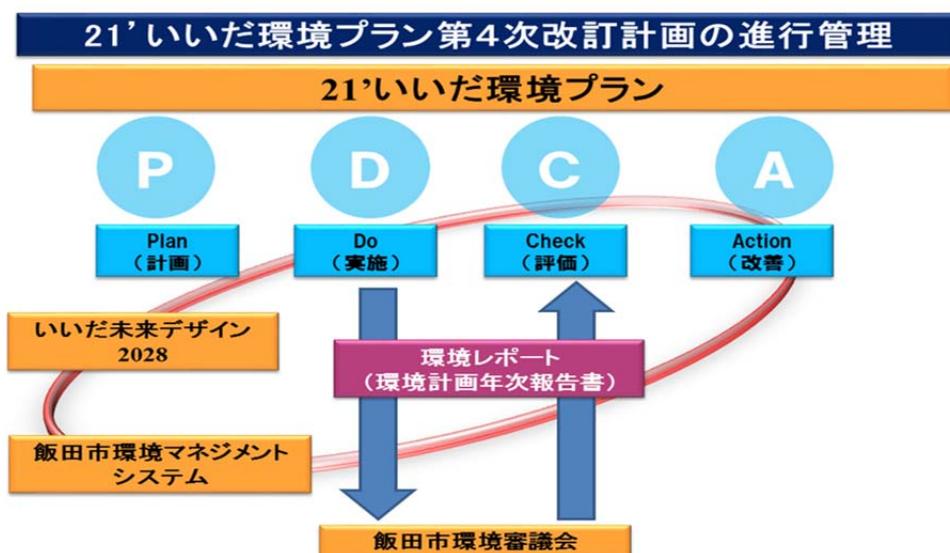
5-3	森や里地里山の資源の活用	60
5-4	人の営みと調和した環境・景観保全の推進（リニア時代を見据えて）	62
5-5	ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進	63
基本的方向6 生活環境の向上		65
6-1	大気汚染被害の把握と改善	69
6-2	河川・地下水質の維持向上	70
6-3	騒音・振動被害の把握と改善	72
6-4	悪臭被害の把握と改善	73
6-5	有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善	74
6-6	住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止	75
基本的方向7 環境学習の推進および環境人材育成と活躍の場の創出		77
7-1	子どもの環境学習を進める仕組みづくり	78
7-2	生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり	80
7-3	環境人材の育成と活躍できる環境づくり	82

はじめに

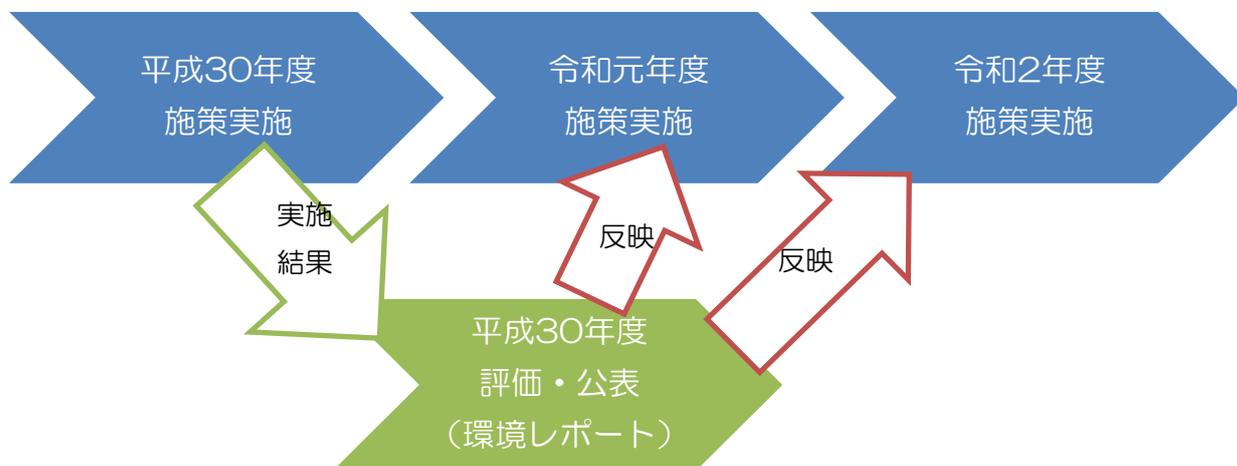
環境レポートとは？

環境計画年次報告（環境レポート）は、21' いいだ環境プランで掲げられた取り組みの進捗状況を、市民の皆様にお伝えするためのものです。

21' いいだ環境プランの進行管理は、「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理および環境マネジメントシステムと連動し、毎年度、事業を計画し、実施、評価、改善によるPDCAサイクルに基づいて行います。



平成30年度の取組の実施結果は令和元年度に評価され、環境レポートにまとめられます。そして、その評価と結果は、令和年度に実施中の取組みや翌年度以降の取組みへと反映していきます。



21' いいだ環境プランの基本理念と目標

1 基本理念

21' いいだ環境プラン第4次改訂版は、飯田市環境基本条例第2条に定める基本理念に則り、環境政策を推進していきます。

2 目標年次と対象期間

目標年次：令和2年度

対象期間：平成29年4月 から 令和3年3月 までの4年間

3 行動理念

本プランは、飯田市環境文化都市宣言の趣旨に則り、次の行動理念を掲げます。

① 『循環』

わたしたちは、限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が好循環する環境に配慮したまちづくりを推進します。

② 『共生』

わたしたちは、地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。

③ 『参加』

わたしたちは、社会の一員として地域のよりよい環境を作るため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。

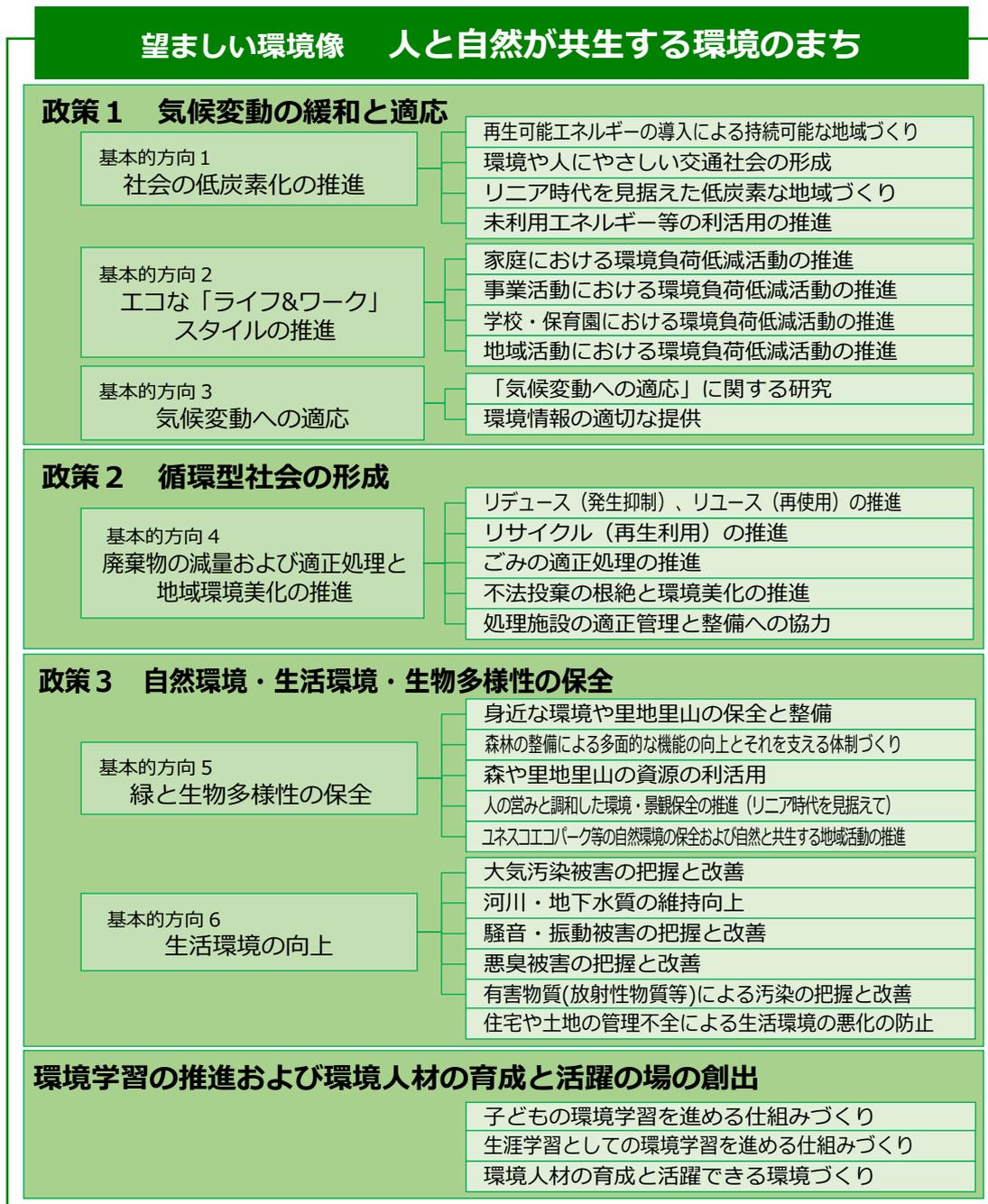
④ 『国際的取組』

わたしたちは、地球上の一員として国際的な枠組みに積極的に取り組むとともに、環境文化都市として率先して環境に配慮した住みやすいまちづくりを推進します。

4 望ましい環境像

『人と自然が共生する環境のまち』（※いいだ未来デザイン2028より）

21' いいだ環境プラン第4次改訂版の構成



施策の柱には、それぞれに目指す将来像、4年後の目標、手順、指標が設定されており、対応する事業を進める中で、その進行を図ります。

施策の詳細については、21' いいだ環境プラン第4次改訂版をご覧ください。

飯田市ウェブサイト内スペシャルサイトの「環境モデル都市・飯田」からダウンロードできるほか、市内の図書館、図書室や行政資料コーナーで閲覧できます。

第1章 平成30年度の主な出来事

特集1

第2次飯田市環境モデル都市行動計画改訂版を策定しました。

飯田市は、2019年4月1日から2か年の計画期間を定めて第2次飯田市環境モデル都市行動計画改訂版を策定しました。

「環境モデル都市」とは温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として内閣府が選定し、関係省庁が連携して目標の実現を支援するために平成20年度から設けられた制度で、選定を受ける自治体は環境モデル都市行動計画（以下「行動計画」）を策定する必要があります。

飯田市行動計画は、2050年までの長期目標として基準年（2005年）対比で地域全体の温室効果ガス排出量の70%削減、2030年までの中期目標として基準年（2005年）対比で家庭部門の温室効果ガス排出量の40～50%削減を掲げて、各種の取組を行っています。

第1次飯田市行動計画（2009年度から2013年度まで）では、市民参画による再生可能エネルギーからの持続可能な地域づくりを目指すために、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例（以下「地域環境権条例」）を制定しました。

第2次飯田市行動計画（2014年度から2018年度まで）では、地域環境権条例に基づいて市内の河川を活用した小水力発電事業をはじめとする地域主導の再生可能エネルギー事業の創出と地域内への水平展開、2027年に東京名古屋間の開通を予定しているリニア中央新幹線の飯田駅周辺の低炭素街区構築の検討等を行いました。

第1次と第2次の行動計画による取組を経て、2016年には基準年（2005年）対比で地域全体の温室効果ガス排出量の16.7%削減を達成しています。

第2次行動計画改訂版は、飯田市の総合計画である「いいだ未来デザイン2028」、飯田市の環境基本計画である「21' いいだ環境プラン（第4次改訂版）」と整合させた進行管理を行うために2か年の計画期間とし、SDGs、パリ協定、第5次環境基本計画、第5次エネルギー基本計画等の国内外の動向を踏まえて、庁内関係部署との連携を行いながら、環境、経済及び社会にまたがる複数分野の課題解決（マルチベネフィット）を目指して以下の取組を柱として加えることとしました。

≪第2次行動計画改訂版の柱≫

- ① 自然エネルギー利用の推進と地域公共再生可能エネルギービジネスの創出

- ② 省エネ建築物ガイドラインの構築と地域エネルギー計画の検討
- ③ 低炭素な移動手段の推進と公民連携による次世代自動車の普及促進
- ④ リニア駅周辺における低炭素街区の構築と地域新電力を核としたエネルギーの域産域消による持続可能な地域づくり

第2次行動計画改訂版は、地域環境権条例に基づく地域主導の再生可能エネルギー事業の創出を継続しつつ、当市において課題となっている省エネルギー政策の一環としての省エネ建築物の評価と流通の仕組づくり、市内のエネルギー利用実態の把握に基づく地域エネルギー計画の検討、EV 公用車、市街地を走行する電気小型バス等の運行による過度に依存した自動車利用から低炭素な移動手段への転換の促進、リニア駅周辺において再生可能エネルギーを活用した低炭素街区の構築、地域新電力を核とした地域エネルギーの域内消費向上に基づく地域経済の活性化等の取組を柱としています。

第2次行動計画改訂版は計画期間が2か年と短いため、次期計画である第3次行動計画で温室効果ガス削減に向けた加速度的な施策展開を行うための準備期間とも位置づけて、エネルギーを基点につながる多様な主体によるコミュニティづくり、エネルギーをてこにした事業化及び産業イノベーションを誘発する共創の場（環境と経済が好循環する社会）の整備、人々の多様化する価値観に対応したリニア時代のワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた行動の開始を行うことも明記しました。

飯田市は、環境とエネルギーをめぐる国内外の情勢をふまえつつ、当市が積み重ねてきた自主自律の精神と環境政策を礎にして、中長期の温室効果ガス削減目標に向けて第2次行動計画改訂版に基づく取組を着実に実施し、豊かな自然と調和し、低炭素な暮らしをおくることができる「人と自然が共生する環境のまち」、ひいては環境文化都市の実現に向けて一歩ずつ確かな歩みを進めてまいります。



- エネルギーを基点につながる**多様な主体によるコミュニティづくり**
- エネルギーをてこにした**事業化及び産業イノベーションを誘発する共創の場（環境と経済が好循環する社会）の整備**
- 人々の多様化する価値観に対応した**リニア時代のワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた行動の開始**

温室効果ガス削減に向けた加速度的な施策展開



長期目標 基準年（2005年）対比で2050年に地域全体の温室効果ガス排出量の70%削減
 中期目標 基準年対比で2030年に家庭部門の温室効果ガス排出量の40~50%削減
 短期目標 基準年対比で2020年に地域全体の温室効果ガス排出量の22.6%削減
 （参考 基準年対比で2016年に地域全体の温室効果ガス排出量の16.7%削減を達成）



目標達成に向けた取組の実施

特集2

飯田市再生可能エネルギー導入による持続可能な地域づくり条例に基づき、地域公共再生可能エネルギー活用事業として、『伊賀良井マイクロ水力発電再生可能エネルギー活用事業』及び『下久堅ふれあい交流館太陽光発電再生可能エネルギー活用事業』が新たに条例認定されました。

平成 25 年 4 月 1 日より「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」（地域環境権条例）が施行されました。この条例は、地域が主体となり、地域の再生可能エネルギー資源を通じて得られる利益を公益的に活用しようと計画された事業（以下、「事業」）を支援することを目的として制定されたものです。

条例で定める各要件を満たした「事業」を、その計画に係る主体が市に対し審査申出を行い、市の支援組織である「飯田市再生可能エネルギー導入支援審査会」（以下、「審査会」）が助言を含めた審査を行います。「審査会」は「事業」が条例に適合する案件であると認められた場合市へ答申し、市長から「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の認定を行います。

この条例を活用して平成 29 年度までに 10 件の事業が認定され、平成 30 年度は以下の 2 件の事業が新たに認定されました。

〈平成 30 年度に認定を受けた事業の概要〉

①『伊賀良井マイクロ水力発電再生可能エネルギー活用事業』（第 11 号認定）

「飯田市大井井水管理組合」と市内の事業者である「株式会社マルヒ」が協働して地域環境権を行使し、伊賀良井用水（農業用水路）を利用したマイクロ水力発電事業として、地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第 11 号事業に認定され、平成 30 年 10 月 1 日に認定式が行われました。

株式会社マルヒは、設備に要する資金を調達して、農業用水の取り入れ口付近にて発電設備を設置し、固定価格買取制度を利用した全量売電を 20 年間行います。

株式会社マルヒは売電収益の一部を、管理組合へ寄附し、管理組合はこの寄附金を活用して、伊賀良井用水路の維持管理や修繕費として活用するほか、井水沿線の住民の皆さんを中心に、多くの方に環境学習施設として活用してもらえるように看板やパンフレットを作成することで、自然エネルギーや環境に対する意識の向上を図ります。

その他にも、市内業者である株式会社マルヒが農業用水路を活用したマイクロ水力発電事業として、PRを行うことで、地場産業の育成や活性化につながることも期待されています。

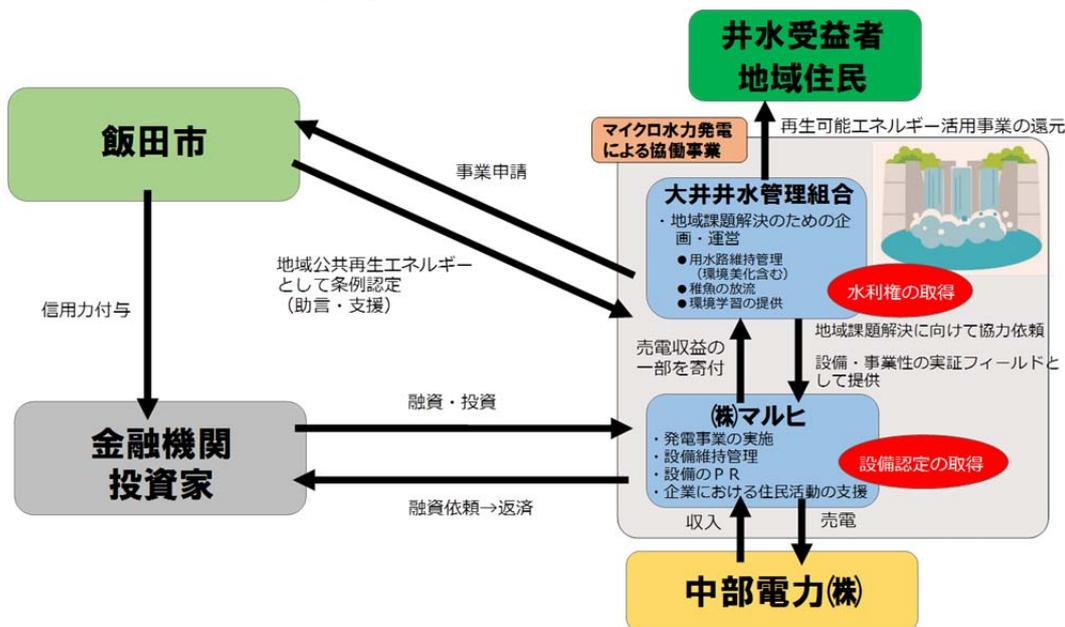
<小水力発電設備の出力及び年間想定発電量>

最大出力 約 2.20kW

年間想定発電量 約 15,417kWh



<伊賀良井マイクロ水力発電小事業への協力体制>



②『下久堅ふれあい交流館太陽光発電再生可能エネルギー活用事業』（第12号認定）

下久堅地区まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」と市内の事業者であるエルコンパス・イブサ 有限会社 ナカガワ龍峡店（以下「エルコンパス」）協働して地域環境権を行使し、下久堅ふれあい交流館太陽光発電再生可能エネルギー活用事業として、地域環境権条例による「地域公共再生可能エネルギー活用事業」の第12号事業に認定され、平成30年12月27日に認定式が行われました。

エルコンパスは、設備に要する資金を調達して、下久堅ふれあい交流館の屋根に太陽光による発電設備を設置し、固定価格買取制度を利用した全量売電を 20 年間行います。

また、エルコンパスは、その期間中、売電収益の一部を、まちづくり委員会へ地域貢献寄附金として寄附し、まちづくり委員会は、この寄附金を活用して、下久堅ふれあい交流館の維持管理経費として活用するほか、住民の皆さんを中心に、ひさかた和紙の保存、継承活動や地域内外を対象にひさかた和紙体験講座による地域資源の情報発信及び交流人口の拡大のための取組みを行います。

また加えて、この施設を中心に下久堅小学校児童の卒業証書づくりや地域住民への環境教育学習の提供を図ります。

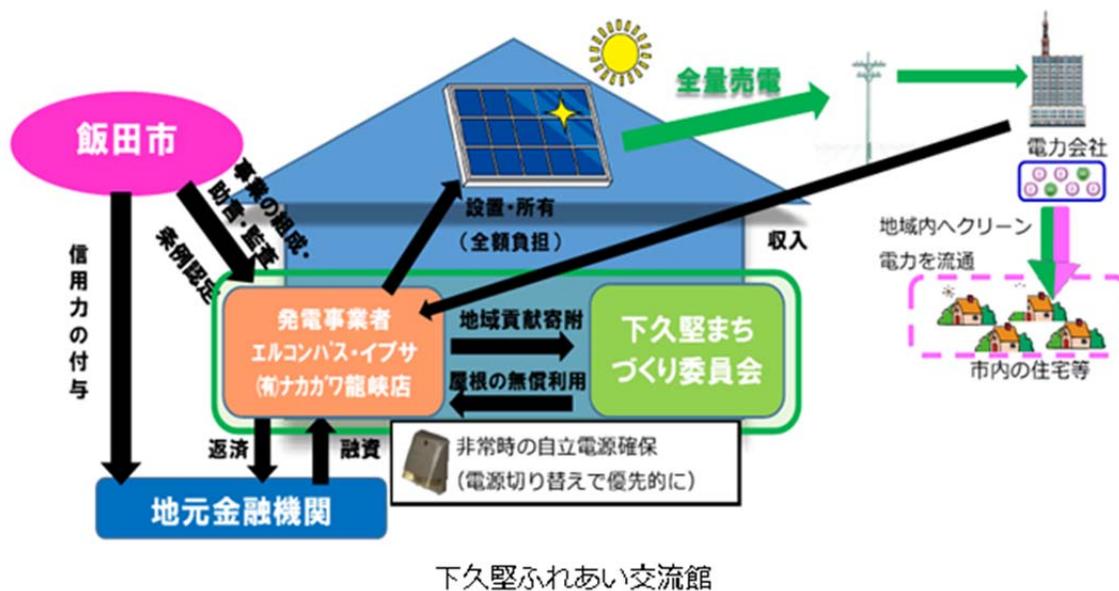
<出力及び年間想定発電量>

最大出力 約 27.50kW

年間想定発電量 約 34,272kWh



<下久堅ふれあい交流館太陽光発電事業への協力体制>



- ・飯田市災害廃棄物処理計画を策定しました。

飯田市災害廃棄物処理計画の概要

1. 計画策定の目的

災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、防災的観点から事前に可能な限り対策を講じておくことが重要です。

国の災害廃棄物対策指針等を参考として、長野県災害廃棄物処理計画を踏まえ、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としています。なお、実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行います。

計画名	策定期間	位置付け
飯田市災害廃棄物処理計画（本計画）	発災前	被害想定に基づく計画
飯田市災害廃棄物処理実行計画	発災後	実際の状況に応じた計画

2. 対象とする災害 ※被害想定は、環境省の平成28年度中部ブロック災害廃棄物処理計画作成モデル事業（H29.3）による。

○地震災害

- ・伊那谷断層帯主部の地震（CASE3）：最大震度7、最大避難者数22,740人、全壊・焼失2,880戸
- ・南海トラフ巨大地震（陸側ケース）：最大震度6弱、最大避難者数15,860人、全壊・焼失790戸

○風水害

- ・洪水災害：飯田市「防災ハザードマップ」による浸水想定区域図から被害を想定
- ・土砂災害：長野県の示す「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」から被害を想定

3. 対象とする災害廃棄物

廃棄物の区分	廃棄物の種類
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿
災害によって発生する廃棄物等	不燃性混合物、可燃性混合物、木質系廃棄物（木くず）、コンクリートがら、金属くず、廃家電、廃自動車、思い出の品等

〔災害廃棄物発生量の推定〕

想定地震	災害廃棄物発生量 (t)	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (30人/基)	便袋発生量 (kg/日)	避難所ごみ発生量 (kg/日)	仮置場必要面積 (㎡)
伊那谷断層帯主部の地震	235,888	115,096	379	102,533	6,720.5	54,548
南海トラフ巨大地震(陸側)	7,991	98,357	264	96,518	4,687.2	1,887

4. 災害廃棄物処理の基本方針

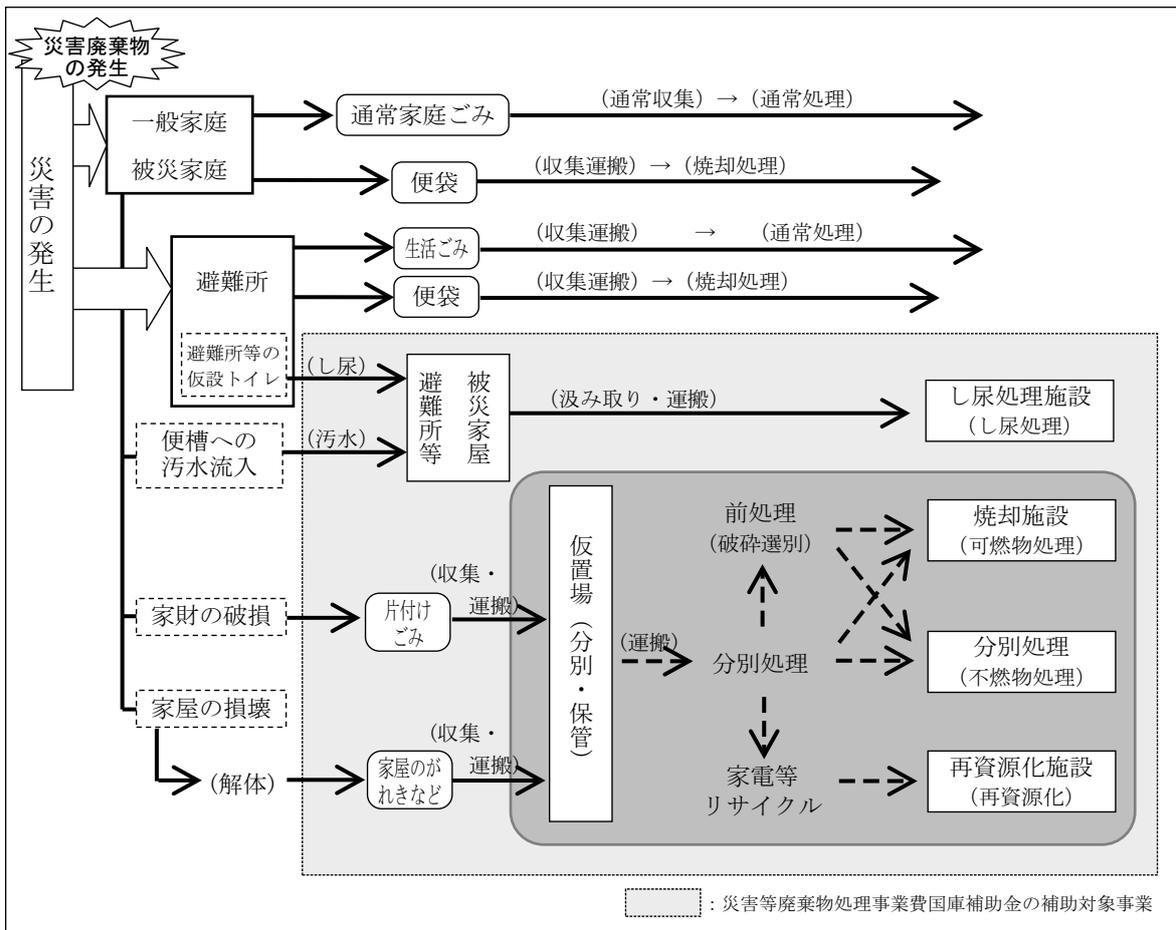
- 処理期間：3年間を目標
- 処理費用：廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用。
- 処理方法等：可能な限りリサイクルすることとし、焼却処理量、最終処分量を減量します。

5. 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物は、被災現場で分別した上で仮置場へ搬入し、仮置場に分別して集積・保管します。これらの災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。

既存の廃棄物処理施設において目標期間内で処理しきれない等の場合は、破砕、選別等のための仮設処理施設の設置を検討します。

〔災害廃棄物処理のイメージ〕



6. 災害廃棄物処理（し尿・生活ごみ・避難所ごみ）

(1) し尿

被災の初期段階では、断水や下水道の設備の断裂により、各家庭や公共施設等でのトイレの使用が困難となることが想定されます。また、仮設トイレの設置までには相応の時間を要することから、携帯トイレや簡易トイレの使用が第一段階では最も有効な手段として想定されます。

(2) 生活ごみ・避難所ごみ

避難所ごみ・生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行います。

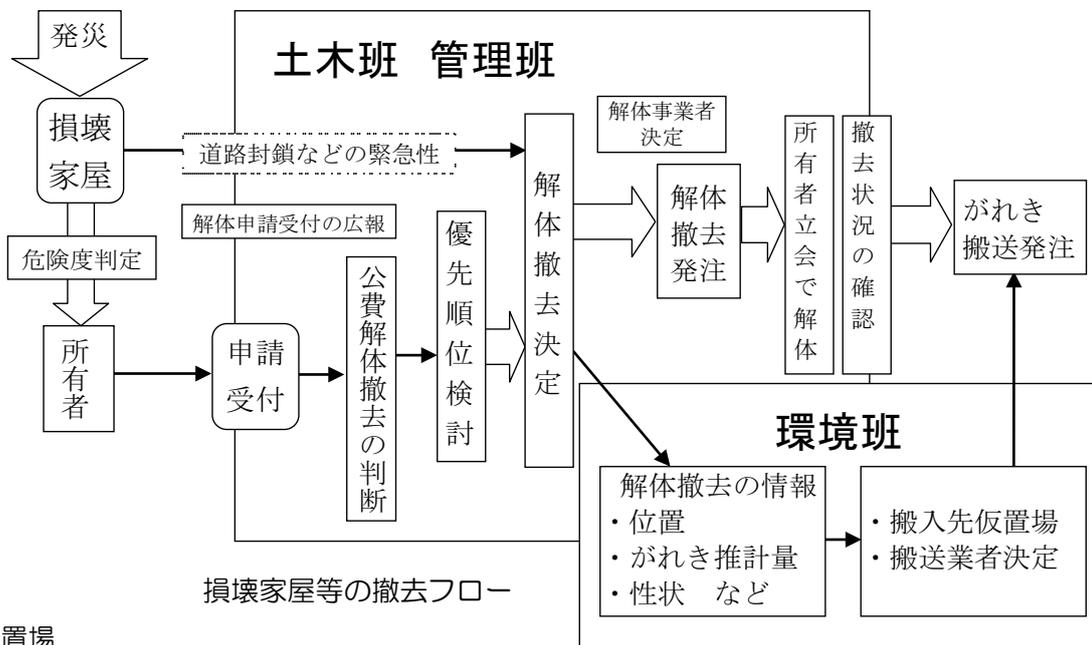
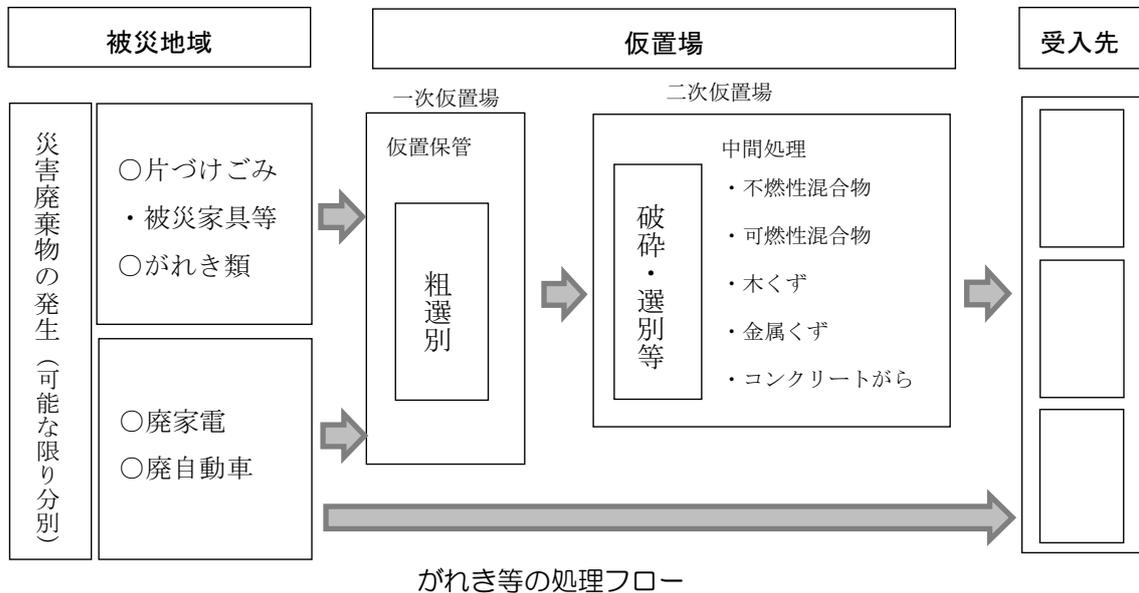
避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保します。

原則的に、災害発生時においても家庭系一般廃棄物の収集運搬については、平時と変わりなく継続します。一般廃棄物受入施設や収集運搬経路の被災状況を迅速に把握し、障害を回避した最良の収集運搬の指示を行います。

7. 災害廃棄物(し尿・生活ごみ・避難所ごみを除く)

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源の有効利用の観点から、可能な限りリサイクルを進め、焼却処理量及び最終処分量の削減に努めます。

また、災害廃棄物については、処理施設等に直接搬入せず、いったん仮置場に収集し、分別を行ったうえで、各処理施設に搬入することとします。



8. 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を一時的に集積する場所です。

一次仮置場は次の2種類を設置するものとします。

(a) 廃家電や被災家具など生活用品を主体として、一般市民が搬入できる場所。

(b) 建築廃材等がれきを主体としたもの。原則、一般市民は立入禁止とします。

仮置場の検討は、下記のフローに従って行います。平常時からあらかじめ仮置場の必要面積の算定と候補地の選定を行い、発災後は速やかに仮置場を設置して管理・運営を行います。



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」を基に作成

仮置場検討フロー

(1) 仮置場候補地の選定 【平常時】

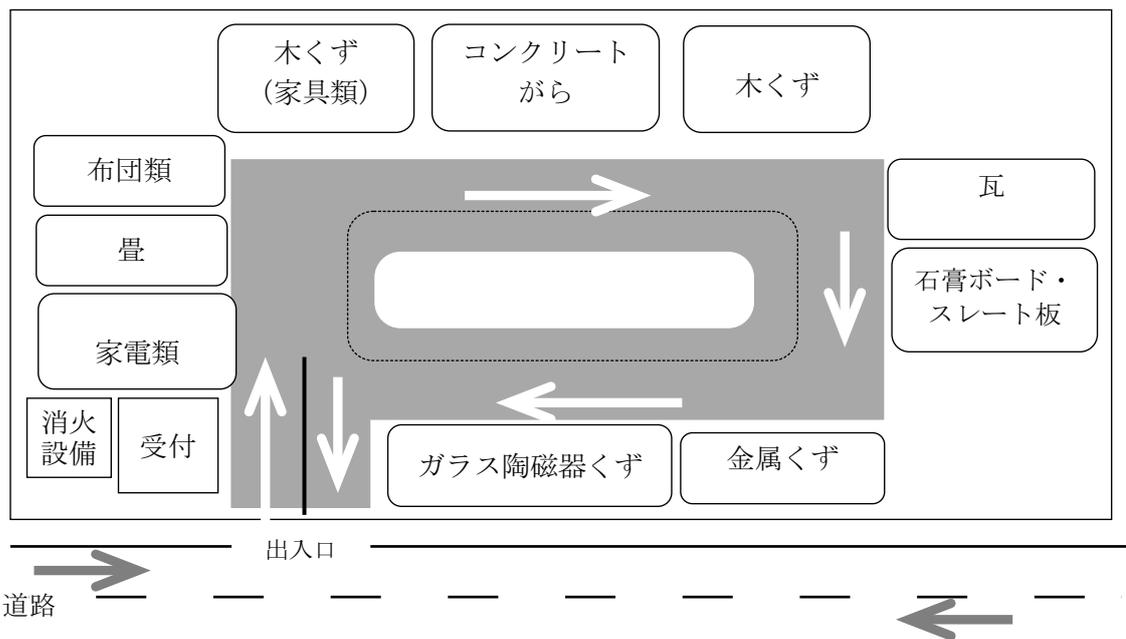
速やかに被災現場から災害廃棄物を搬出するため、災害直後から仮置場を確保することが重要です。被害想定に対応した仮置場の面積、設置場所を考慮し、仮置場候補地を選定します。

平常時に仮置場の候補地を選定します。大規模な災害発生時には広大な面積が必要となりますが、試算上の面積に足りなかったとしても可能な限り候補地を選定し、データベース化しておきます。

自衛隊の野営地や、仮設住宅の建設予定など他の関連事項と調整を行います。

災害の規模によっては、一次仮置場の前にさらに一時的に災害廃棄物を置く場所が必要になる場合も考えられます。住民が自ら持ち込み自ら管理する住民仮置場の選定について、地域の自主防災組織、住民自治活動組織等と協議を行います。

(2) 仮置場の管理運営 【応急対応（発災～3週間程度）】



仮置場の分別配置の例

9. 災害復旧・復興

(1) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

災害廃棄物の処理の進捗や、性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した災害廃棄物処理実行計画の見直しを行います。ごみ収集運搬、仮置場の管理・運営体制、仮焼却施設の要否、等検証します。

(2) 環境モニタリングの実施

労働災害や、周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置き場において環境モニタリングを実施します。被災状況に応じて環境調査項目を決定し、必要に応じて追加します。

第2章 平成30年度の政策ごとの実施状況

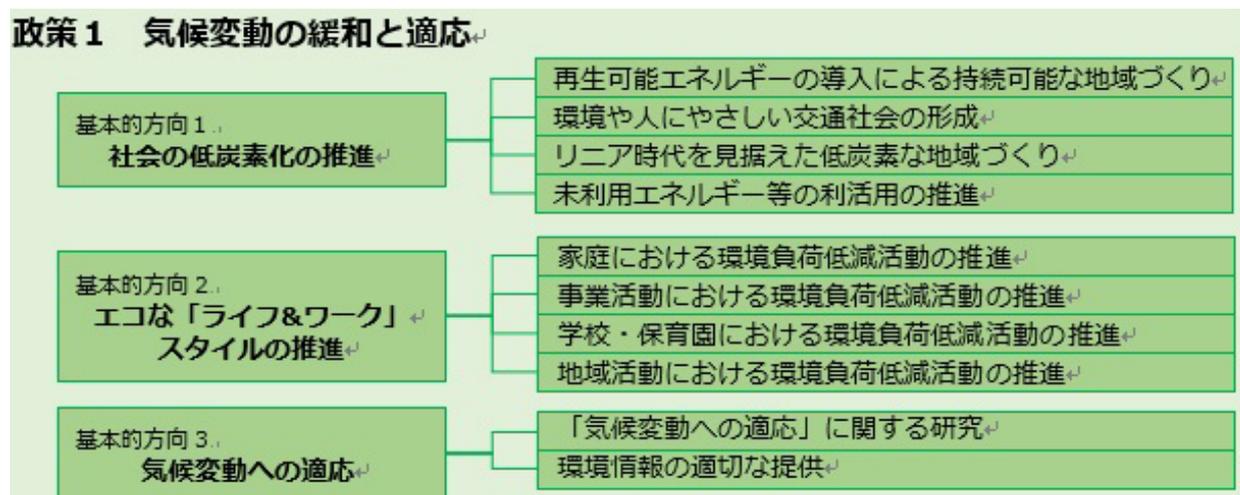
政策1 気候変動の緩和と適応

化石燃料の消費に伴う大気中の二酸化炭素濃度の上昇による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が高まっています。これらを抑制するためには、温室効果ガス排出を最低限に抑える低炭素な社会づくりが必要です。

そのために、地球温暖化に伴う気温上昇や気候変動などによる災害の防止、経済、健康などへの悪影響の回避を目的として、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの割合を増やすとともに、それを経済に結びつけ、経済と環境の循環を構築し、温室効果ガス排出量を削減していくことが必要です。

これらを推進するために「社会の低炭素化の推進」「エコな『ライフ＆ワーク』スタイルの推進」「気候変動への適応」の3つの基本的方向を設け、社会の低炭素化と経済の活性化が両立した地域づくりを進めます。

政策1の体系図



基本的方向1 社会の低炭素化の推進

社会の低炭素化の推進は、地球温暖化対策を念頭に置き、良好な環境と生活の利便性を両立させながら、安全、安心で快適に暮らせる社会づくりを目指すものです。再生可能エネルギーを普及、促進する様々な活動を一層推進するとともに、将来的には活用を念頭においた未利用エネルギーなどの研究を進め、併せて、環境や人にやさしい低炭素な移動手段への転換促進に取り組み、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例を軸に、環境と経済の好循環を生み、多くのコミュニティビジネスの構築を行っていくことが必要です。また、それぞれの主体がより一層の省エネルギーを推進していくとともに、エネルギー効率の高いトップランナー機器などを活用し、飯田市独自の低炭素住宅仕様の構築とそれに基づく制度運用により、市内建築物の低炭素化を行うとともに、リニア駅周辺整備計画や中心市街地の再生計画においても、リニア時代を見据えた低炭素な地域づくりを目指していきます。

●基本的方向1の具体的な取り組み

1-1 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり

- 地域環境権条例を活用した地域づくりの推進
- 太陽光市民共同発電の運用
- 太陽光発電の普及促進
- 太陽熱設備の普及促進
- メガソーラーいっだのPRと運営
- 木質バイオマス機器の普及促進
- マイクロ水力発電の研究
- 小沢川小水力発電推進

1-2 環境や人にやさしい交通社会の形成

- 自転車市民共同利用の推進
- ノーマイカーの推進
- 環境配慮型車両の普及啓発
- 次世代自動車購入への支援検討
- 地域公共交通の促進

1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

- グリーン経済の推進(環境と経済の一体化)
- 省エネルギー住宅の研究・普及
- リニア駅周辺整備における低炭素化の推進
- 中心市街地低炭素化の研究
- 排出権取引の推進

1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

- 未利用エネルギーの情報収集
- 未利用エネルギーの研究・調査

●基本的方向1の目的の達成度を表す指標の達成状況

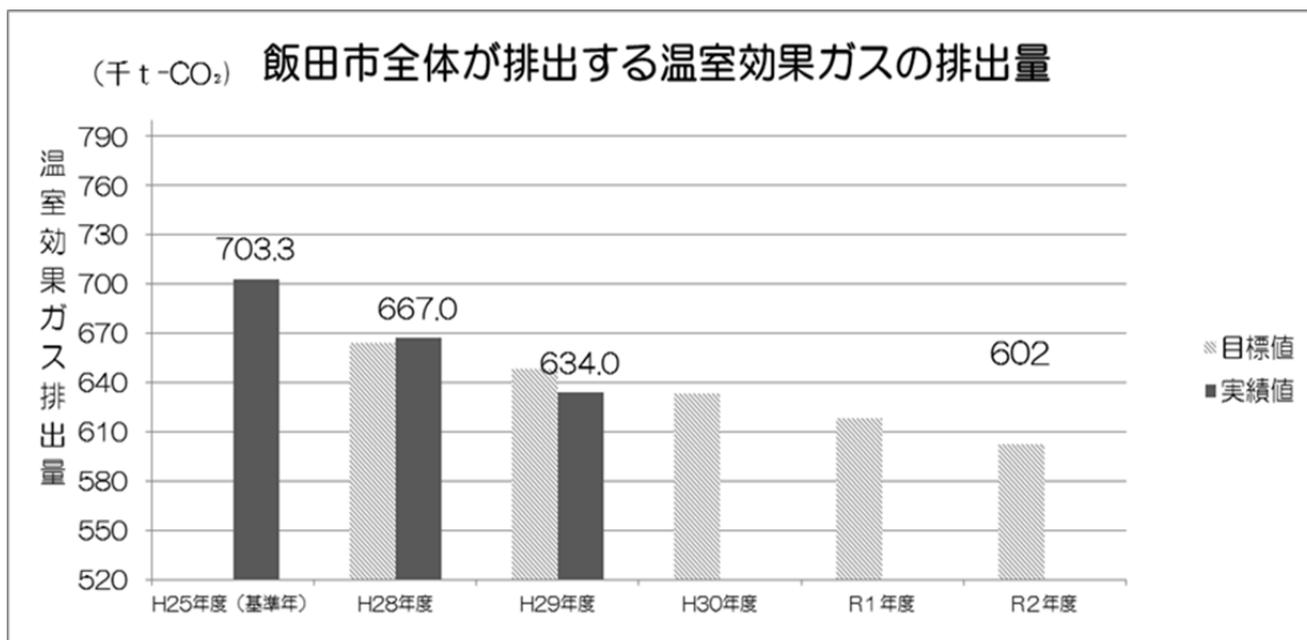
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度	平成30年度 目標	平成30年度 実績	達成 状況
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO ₂	602,522	648,305 (H29)	634,002 (H29)	◎
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	28,430	26,869	32,951	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	24.44	30.76	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	93.6	86.8	△
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	215	209	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.06	3.31	3.58	△
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	4,288	21,44	26,40	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

※1 温室効果ガスの排出量は、1年遅れでの算出となる

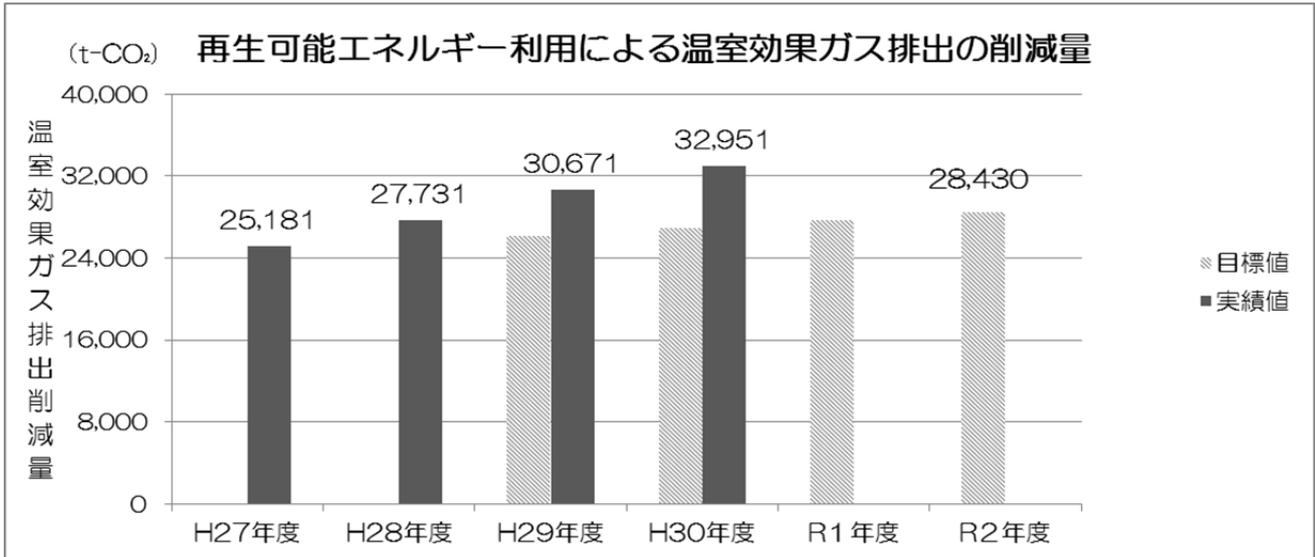


※この指標は、各種データの情報の公開状況から、1年遅れでの算出となります。

※飯田市環境モデル都市行動計画における基準年（2005年）の温室効果ガス排出量731千t-CO₂

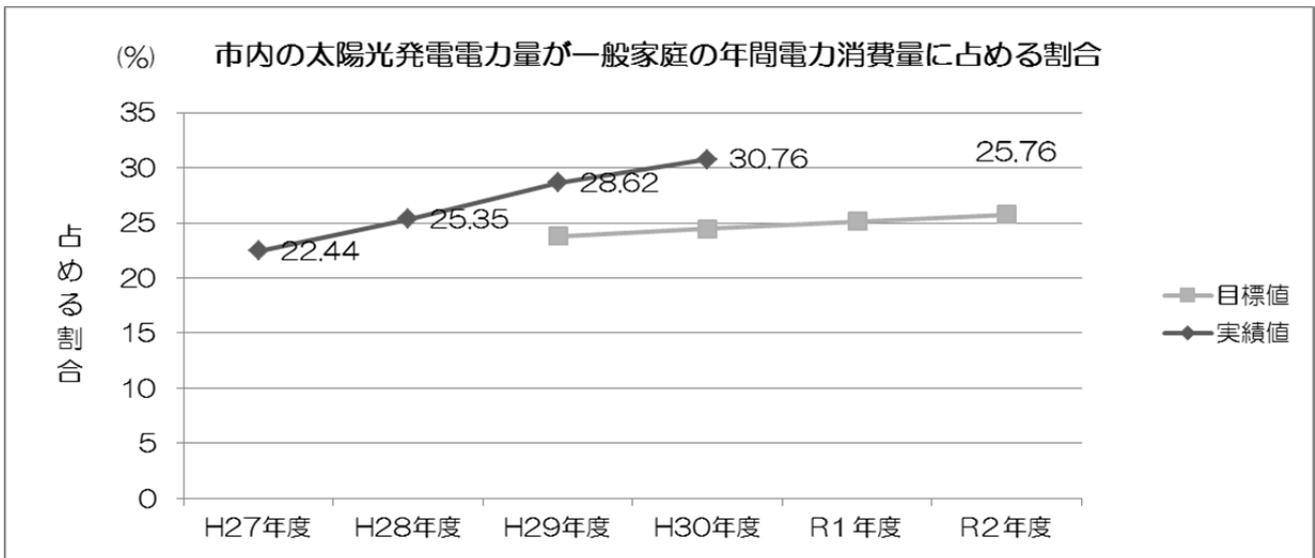
平成23年の東日本大震災以降上昇していた飯田市全体の温室効果ガス排出量も、平成26年をピークに年々減少しています。平成29年度の温室効果ガス排出量は、環境プランで掲げた目標値を下回り前年から大幅に削減されています。これは、産業部門（とりわけ金属製品製造業・機械製造業）の生産量が減ったことによる影響が大きいと考えられます。

しかしながら、それ以外の部門も着実に排出量が削減されており、特に民生家庭部門（家庭における、電気、ガス、石油等の燃料消費）は毎年安定した排出量の減少が見られることから、省エネの取り組みや環境負荷の少ない機器の普及が進んできていると考えられます。



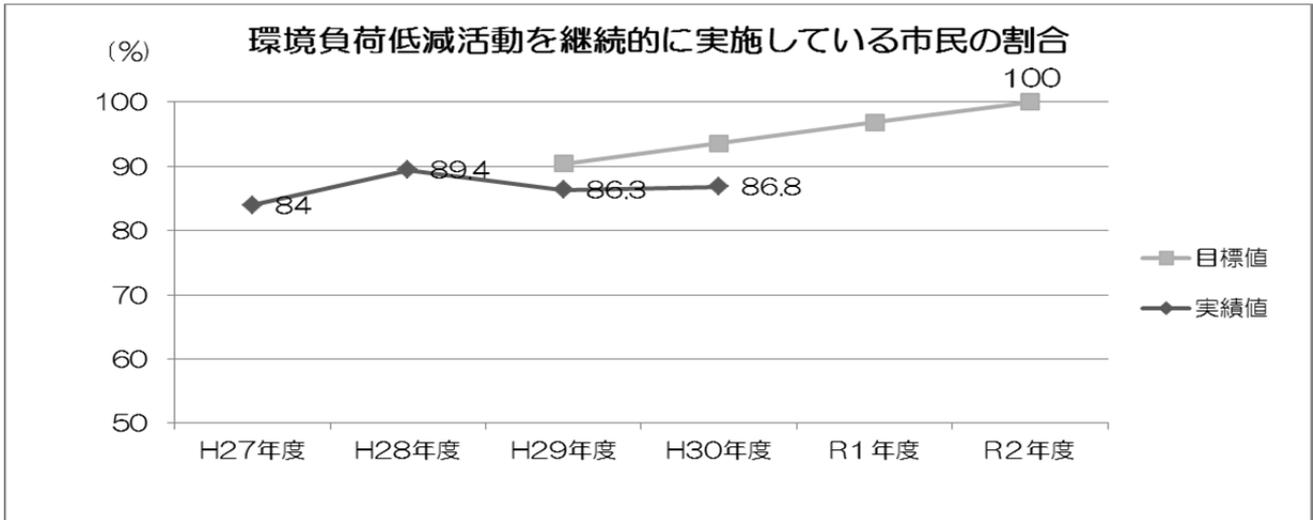
飯田市内で設置された再生可能エネルギー機器の普及により、どの程度温室効果ガスの削減効果が生じているかを、再生可能エネルギー設備の設置実績等に基づいて算定したものです。

固定価格買取制度以降、太陽光発電設備の設置が予想以上のペースで進み、特に家庭への設置の割合が飛躍的に増加しました。温室効果ガス排出の削減量については、平成29年度に目標年次(2020年)の目標値をすでに達成していますが、近年は太陽光発電設備の設置が伸び悩み傾向にあるため、太陽光以外の再生可能エネルギー利用について、幅広く取組みを進める必要があります。



固定価格買取制度が平成24年7月から導入されて以降、家庭での太陽光発電設備の導入が急増しました。市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合は、目標値を大きく上回る30.76%となり、太陽光発電は着実に普及しています。

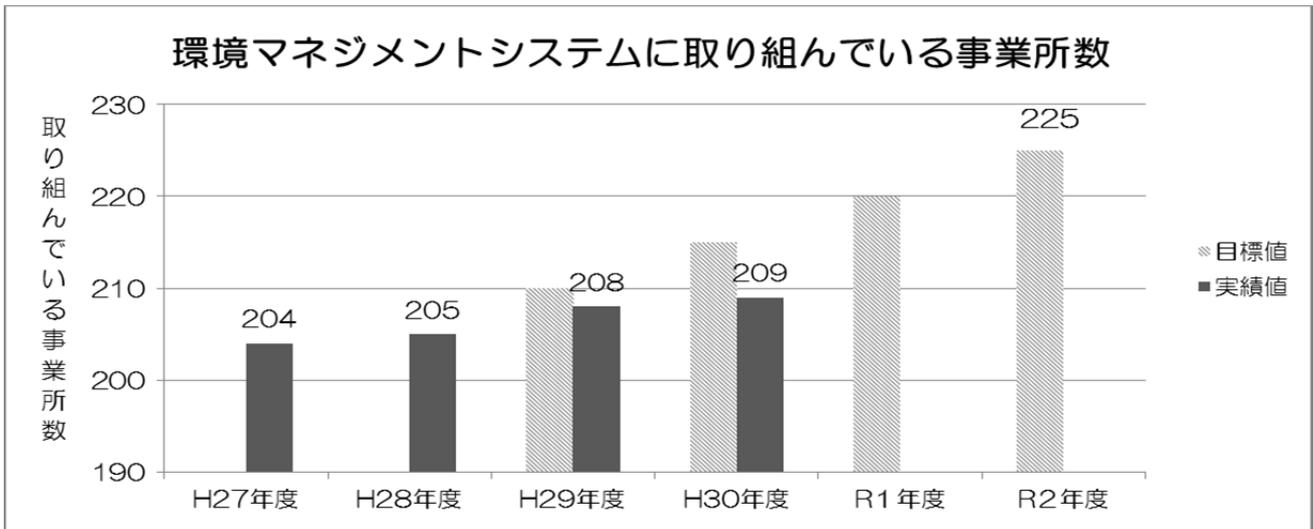
国が公表している太陽光発電設備の導入資料からも、飯田市は1メガワット以上の大規模太陽光発電施設があまり存在せず、家庭や企業などが率先して小・中規模の太陽光発電設備を導入し、分散的に太陽光発電設備が普及していると推測できます。



平成 24 年度から、市民アンケート調査の中で、省エネや節電（エコドライブ、節水、風呂の残り水利用、不要な照明を消灯、待機電源 OFF、節電機器・省エネ型機器の利用など）を心がけ実践しているか、という質問項目を設けていますが、当時から多くの市民が取り組みを行っています。

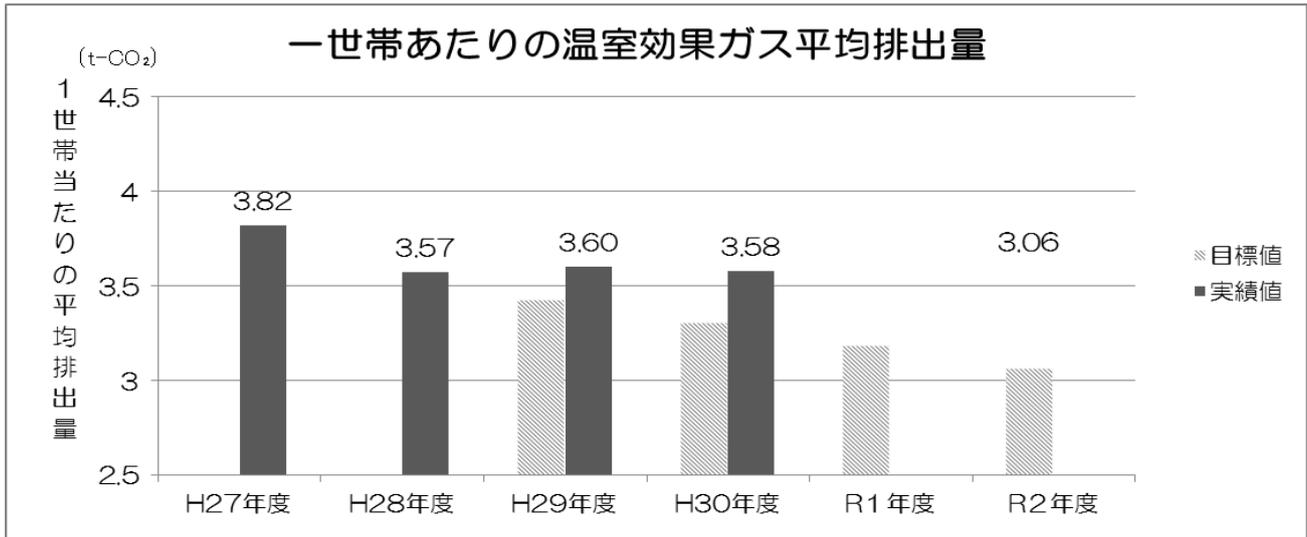
アンケート結果を見ても、環境負荷低減活動を継続的に実施されている市民の割合は 80% を超える値で推移しており、多くの市民が日常で環境負荷低減活動に取り組んでいます。

しかし、ここ数年は横ばいで推移しているため、省エネ・節電に資する活動や選択が日常生活のなかで習慣化されるよう、適切な情報提供と意識啓発活動を継続的に取り組んでいく必要があります。



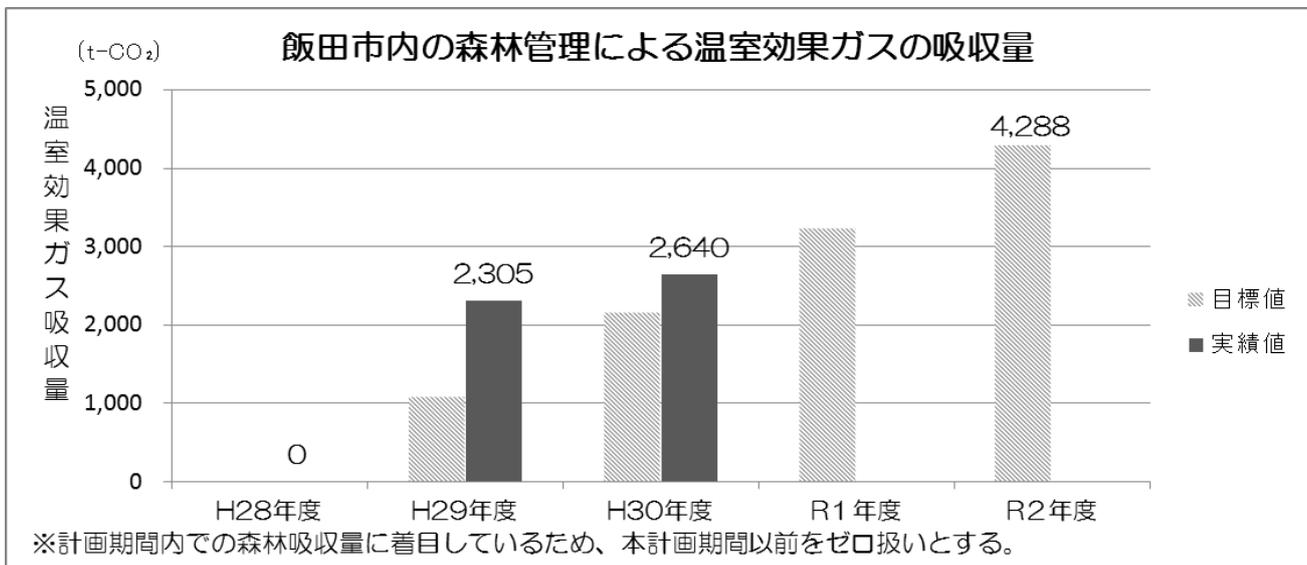
環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業者数は、事業者数が 200 に到達して以降、伸び悩み傾向にあります。世界的な動向では、ISO14001 の認証取得は 2006 年をピークに減少してきています。これは、以前のように事業所の取引に認証取得が求められることが減少していることが理由として挙げられています。

このような中、平成 30 年 10 月に、地域独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす 21」を改訂し、新しい仕組みでの取り組みをスタートしました。新たな仕組みは、ISO の専門的な知識を必要とせず、実質的な環境改善活動につなげることができます。今までの取組事業所への丁寧なフォローアップを継続しつつ、新たな取組事業所を呼び掛けていく必要があります。



平成 23 年の東日本大震災の影響により増加傾向にあった温室効果ガス排出量は、平成 26 年度をピークに減少に転じました。ここ数年は、飯田市全体の温室効果ガス排出量は減少傾向が見られるものの、一世帯あたりの排出量は横ばい傾向にあります。

省エネや節電の取り組みが広がり、環境負荷の少ない生活をおくることが定着しつつあるため、今後は住宅またはビル等の建築物の省エネ化を積極的に進める必要があります。



市内の森林管理（間伐等）に関する活動を行うことで、森林が温室効果ガスを吸収する機能改善による温室効果ガス吸収量を示しています。平成 30 年度は約 533ha の育成林の整備（間伐及び間伐以外の森林整備面積）により目標値を上回る温室効果ガス吸収量となりました。

森林の持つ多面的な機能を効果的に発揮すべく、森林整備を行うための補助金の交付及び森林づくりを行う担い手の育成に取り組みます。

●基本的方向1の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 上村地区で、小水力発電所が完成し、売電収益を活用した地域振興事業が実施されています。
- イ 地域環境権条例を活用し、多くの地域が小水力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に取り組み、地域の課題解決に結びついています。
- ウ 太陽光発電設備で発電された電気は、蓄電することが主流となりつつあり、商用電力の消費量は減少を始めています。太陽熱温水器は、毎年一定の需要のもと普及拡大しています。
- エ 木質バイオマス機器の設置が進み、毎年一定数普及拡大しています。
- オ 小型木質バイオマス発電による地域公共再生可能エネルギー活用事業に取り組んでいます。
- カ 売電を伴うマイクロ水力発電所が市内で稼働を始めたことをきっかけに、多くの地域でマイクロ水力発電導入の検討が開始されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 小水力発電所建設に向けた取り組みへの支援を継続して行う。	○ 実施中
② 地域が行う再生可能エネルギー事業への取り組みへの支援を行い、そのノウハウの蓄積や体系化を行う。	○ 実施中
③ 木質バイオマス資源の賦存量および利用可能量を把握する。	○ 実施中
④ 新たな木質バイオマス利活用モデルの構築および展開を図る。	○ 実施中
⑤ 小水力発電の新たな開発可能性地点の把握など、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用を推進するための新たな開発可能性調査を実施する。	◎ 実施中
⑥ 太陽熱など再生可能な熱エネルギー資源の新たな利用形態の検討および実践に取り組む。	○ 実施中
⑦ 太陽光発電の新たな利用の検討および利用モデルの構築を図る。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア かみむら小水力株式会社が進める小沢川小水力発電事業の建設に向けた詳細設計と関係機関への許認可取得のための協議に係る支援を継続的に行いました。
- イ 伊賀良井でのマイクロ水力発電は実証実験を終了し、地域環境権条例での認定事業となり、FIT による設備認定を受け、平成 30 年 12 月に売電を開始しました。
- ウ 地域環境権条例に基づいて、再生エネルギー事業によって地域課題を解決しようとする地域団体の活用事業を審査するため、飯田市再生可能エネルギー導入審査会を実施しました。
- エ 地域環境権条例に基づいて伊賀良井用水マイクロ水力発電再生可能エネルギー活用事業および下久堅ふれあい交流館太陽光発電事業の条例認定を行いました。
- オ 公共施設への木質バイオマス活用機器の導入として、市内の小学校へ 12 台、下久堅ふれあい交流館へ 1 台の計 13 台を導入しました。
- カ 民間向け木質バイオマス活用機器設置への助成金は、ペレットストーブ 8 台、薪ストーブ（ボイラー）10 台へ交付を行いました。
- キ 太陽エネルギー利用機器の設置補助を行い、太陽光発電設備 202 件、蓄電システム 16 件、太陽光発電設備と蓄電システムの同時設置 14 件、太陽熱温水器 24 件の設置に対する補助金の交付を行いました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 小沢川小水力発電事業は、詳細設計と並行して許認可取得のための関係機関協議を進めています。許認可協議と FIT 設備認定の申請を早急に実施できるよう詳細設計業務促進の支援を行います。
- イ FIT 制度（固定価格買取制度）の価格低下により、事業性の確保が困難となってきた実情も踏まえ、買取価格の低下が少ない水力や木質バイオマスエネルギーでの地域環境権条例を行使した活用事業の事例を支援していきます。
- ウ 15 年が経過した公共施設ペレットストーブ機器については、優先度を判断しながら、引き続き政策効果を発揮できるようメンテナンスと既存機器の更新を中心に取り組みを進めます。
- エ 民間向けペレットストーブの助成金の交付については、十分な募集期間と制度周知方法について、工夫した取り組みが必要です。
- オ 太陽光発電設備と蓄電システムの設置の拡大に向けて、太陽光発電設備の設置容量増加と蓄電システムの導入数の増加を図るための補助制度の運用変更を検討します。
- カ 太陽光発電余剰電力買取制度(RPS 法)の初期設置者を含む対象者に対して、広く補助制度の案内を行う必要があります。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- イ No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- ウ No.152 新エネルギー推進リーディング事業
- エ No.153 おひさまのエネルギー利用推進事業

基本的方向 1-2 環境にやさしい交通社会の形成

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の環境意識の高まりや、ランニングコスト等の金銭的なインセンティブ等から、より多くの市民が次世代自動車を選択しています。
- イ 公共交通は、環境意識の高まりや利便性の向上、地域の実情に即した公共交通空白地域の解消への取り組みなどから、僅かずつではありますが利用者が増えています。また、リニア中央新幹線開通に向けた効果的な公共交通との接続の研究や、既存公共交通の新たな活用方法などの研究も進んでいます。
- ウ 自転車市民共同利用システムによる電動アシスト自転車、スポーツバイクの乗車体験から、徐々に自転車の利用者が増えています。また、生活していく上で健康寿命が現在以上に重要な要素として位置づけられ、ロコモティブシンドローム等の考え方が浸透し、利用者が増え始めています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 次世代自動車を選択する市民を増やしていくための情報収集、情報提供およびインセンティブの研究を行う。	○ 実施中
② 継続したノーマイカー通勤運動の展開や公共交通への乗り換えを促進する。	◎ 実施中
③ 市と地域ぐるみ環境 ISO 研究会が連携し、ノーマイカー運動を広く市民参加の取り組みとなるよう検討する。	◎ 実施中
④ 公共交通の利便性の向上による利用促進に取り組む。	○ 実施中
⑤ 自転車市民共同利用システムの運営および新規利用者の掘り起こしを行う。	◎ 実施中
⑥ リニア駅周辺整備検討会議を軸とした公共交通のあり方などを検討する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 次世代自動車は、現在の市内に設置されているEV充電器の設置状況調査を行いました。また、EV技術及び開発状況について、引き続き最新の情報収集を行いました。
- イ 「地域ぐるみ環境ISO研究会」が地球温暖化防止に向けて取り組んでいるノーマイカー一斉行動を支援し、事業所・市民・行政が一体となり、地域ぐるみで温室効果ガスの削減への取り組みを行いました。
- ウ 飯田市地域公共交通改善市民会議を開催し、バス・乗合タクシーの運行、利用促進について協議しました。
- エ 地区民生児童委員協議会や高齢者クラブに出向いて乗合タクシーの利用方法等の説明を行い、利用促進に取り組みました。
- オ 低炭素な交通手段への転換を目的とした、自転車市民共同利用システムの運営を行い、自転車長期貸出しの利用者増進を図る取り組みを実施しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア EV車へのシフトは世界的な流れであるため、引き続き最新の情報収集に努め公共施設への充電設備計画を検討します。
- イ 事業開始から10年を迎えた自転車市民共同利用システムについては、経年劣化又は故障を抱えた車体の選別を行って安全性の確保を行いつつ、自転車を活用した中長期の方針を検討する必要があります。
- ウ バス及び乗合タクシーの利用者は389,641人で、前年度比0.8%・年間延べ3,090人増加しました。(バス利用者：前年度比1.1%・年間延べ4,144人増加、乗合タクシー利用者：4.8%・年間延べ1,054人減少) 利便性の高い地域公共交通を目指します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.34 交通体系整備事業
- イ No.149 ISO14001 推進事業
- ウ No.154 環境にやさしい交通社会形成事業

基本的方向 1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 電力システム改革の第3段階を迎え、発送電分離が実現しています。また、再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間終了を迎える設備が順次発生するため、再生可能エネルギー産業の再構築や低炭素電源が市場の中で適切に評価される取引制度が創出されています。その他、再生可能エネルギー熱を中心としたシステムの構築も検討がなされています。
- イ 市内企業の創エネルギーの積極的な取り組みと、環境と経営にやさしい省エネルギーの推進がなされ、市内の産業界全体が、グリーン経済の推進により地域経済が活性化されています。
- ウ 平成31(2019)年度までに、国が新しい省エネルギー制度評価を構築し、中小企業の省エネルギーへの取り組み支援や機器のトップランナー制度の拡充、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を含む建築物の省エネルギー化を徹底的に進めています。
- エ 市内の事業者、市民がトップランナー機器などを活用した省エネルギーに積極的に取り組み、グリーン経済が推進されています。特にZEHについては、飯田市版ZEHモデルが開発され、中心市街地の低炭素化も含めて、実証的に導入され始め、支援策もスタートしています。
- オ リニア駅周辺整備やリニア中央新幹線開通に伴う新たな街区開発において、低炭素エネルギー需給システムや低炭素機能を取り入れた交通体系を柱の一つにする低炭素街区の計画が策定されています。
- カ 排出権取引を見据えた渋谷区との協働による温暖化対策とそれに伴う地域間交流が活発に行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① グリーン経済の推進 ・事業活動における環境負荷低減のための設備改修の実施により、企業経営の安定化を図る。 ・地域環境権条例を軸とした再生可能エネルギーによるコミュニティビジネスを醸成し、環境産業の創設に繋げる。	○ 実施中
② 省エネルギー住宅の研究と普及 ・産官学の研究により、省エネルギー住宅の飯田独自仕様の構築及び流通方法を検討する。 ・上記の省エネルギー住宅普及促進のため、総合的な仕組みづくりの構築について検討する。	◎ 実施中
③ リニア駅周辺における低炭素化の推進 ・リニア中央新幹線の整備に伴い、リニア駅周辺整備の低炭素化を実現するためのエリアエネルギーマネジメント導入の検討を行う。 ・再生可能な熱エネルギーを中心とした熱供給システムについても研究を進める。	○ 実施中
④ 中心市街地低炭素街区研究 ・今までの研究成果も含め、ZEB、ZEHを含む建築物の省エネルギー化を推進する。	○ 実施中
⑤ 排出権取引の推進(渋谷区との交流) ・将来的な温室効果ガスの排出権取引も視野に入れ、渋谷区との地域間交流を活発化させる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 日本都市計画学会を母体とした有識者と地元若手建築士、飯田市の職員による「低炭素都市づくりとエネルギー対策の推進に関する自治体支援プログラム」により、ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の飯田モデルの検討を進めました。
- イ リニア駅周辺整備基本設計の検討に合わせ、設計との連携を取りながらリニア駅周辺整備低炭素街区の構築に向けて一定の方向性を設計の中へ反映することとなりました。
- ウ 市内事業所を対象とした省エネセミナーを開催し、民間事業所 34 社 45 名の参加がありました。このセミナーは、県をはじめ、商工会議所、精密工業会、電子工業会、食品産業協議会など、民間団体の協力も得て実施しました。参加事業所のうち、1 事業所が国の支援制度を活用した省エネ診断に取り組みました。
- エ 森林吸収源を活かした地域間交流の推進として渋谷区と交流を行い、夏と秋に計 72 名の参加がありました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 地元若手建築士や有識者と連携を図りながら地域の気候風土に合った飯田版 ZEH 仕様の検討を進めるために多様な主体の協議の場を設け取り組みの推進を図ります。
- イ 省エネセミナーなど市民や事業所の省エネに対する意識啓発・醸成を養い、行動に移す取り組みを行います。
- ウ リニア駅周辺整備低炭素街区の構築については、今後の整備主体と運営主体の検討を進め、それに合致した方法での計画に精度を高めていきます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.46 リニア駅周辺整備事業
- イ No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- ウ No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- エ No.155 省エネルギー推進事業
- オ No.206 起業家育成支援事業
- カ No.207 中小企業金融対策事業

基本的方向 1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市内の、電気、熱の需要および供給状況や、現況の建物や工場などのエネルギー使用状況と未利用エネルギー賦存量の調査を行い、地域エネルギーマップが作成されています。
- イ 太陽光、水力、バイオマス等の各賦存量調査を行い、地域内での再生可能エネルギー導入可能性を把握しています。
- ウ 地域に賦存する未利用エネルギー量や再生可能エネルギー量の把握結果に基づき、将来的な活用方針が策定されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 未利用エネルギー等についての情報を収集する。	○ 実施中
② 既存のエネルギーシステムとの複合的なエネルギー供給や需給インフラを踏まえた未利用エネルギー利用のあり方などを研究する。	○ 実施中
③ 飯田市で有効な未利用エネルギーの賦存量調査とその見える化(地域エネルギーマップ作成など)の調査、研究を行う。	○ 実施中
④ 公共施設の改修などの機会をとらえた有効な未利用エネルギー普及に向けた先導的な実証のための取り組みを推進する。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 日本都市計画学会からの提案により、「低炭素都市づくりとエネルギー対策の推進に関する自治体支援プログラム」の新たな取組として、共同で行った市内 3,000 m²以上の建物へのエネルギー実態調査をもとに、市内のエネルギー実態の把握に向けた検証方法の研究を行いました。
- イ 面的なエネルギーマネジメントの知見等を得るため、街づくりエネルギーマネジメント推進協議会へ参加し、情報収集を行いました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

市内エネルギー消費実態調査を行い、その調査データや明らかとなった課題を抽出し、21 年度環境プラン第5次改訂及び第3次飯田市環境モデル都市行動計画策定に向けた政策検討を行います。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.151 もりのエネルギー利用推進事業

- イ No.152 新エネルギー推進リーディング事業
- ウ No.153 おひさまのエネルギー利用推進事業
- エ No.155 省エネルギー推進事業

基本的方向2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進

私たちは、自らの生活が、自然や環境にマイナスの影響を与えているということを認識して、水やガス、電気などの資源やエネルギーを使いすぎたり、まだ使える物を簡単に捨てたり、不要なものを買うことを止めるなど、これ以上環境問題を深刻化させないために、環境への負荷を低減する取組みを実践することが重要です。このような、日常生活や事業活動を見直して、環境に配慮した行動へ変革するのがエコなライフ&ワークです。地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを効率よく利用することや、エネルギー全般の節約を日常生活や事業活動の中で推進し、習慣化することで、社会資本を含めた低炭素化に取り組むことが必要です。そのためにも、継続的に事業活動や市民生活の中で、環境を意識した行動へ変換する取組みに対する支援策も含めた仕組みづくりが求められています。

●基本的方向2の具体的な取組み

2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

- 省エネルギー住宅の普及啓発
- エコライフの普及啓発
- 環境拠点の運営
- 雨水の有効利用の促進

2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動推進
- 環境マネジメントシステムの運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

- 学校のいいむす 21・保育園のいいむす 21 の運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

- 市民活動への支援と協働

●基本的方向2の目的の達成度を表す指標の達成状況

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度	平成30年度 目標	平成30年度 実績	達成 状況
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO ₂	602,522	648,305 (H29)	634,002 (H29)	◎
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	28,430	26,869	32,951	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	24.44	30.76	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	93.6	86.8	△
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	210	209	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.06	3.31	3.58	△
7	飯田市市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	4,288	21,44	26,40	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

※1 温室効果ガスの排出量は、1年遅れでの算出となる

基本的方向1と同様の指標であるため、グラフは省略

●基本的方向2の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 建築関係業者の環境配慮型住宅に対する知識や技術がさらに高まり、省エネルギー住宅の普及に向けた取り組みが広く展開されています。
- イ 環境問題への関心が高まり、省エネルギーを意識したライフスタイルに変化しています。節電、節水、エコドライブ、リサイクルの徹底など、環境を意識した日常生活が習慣化されています。
- ウ 「りんご並木のエコハウス」の来場者に、エコハウスのメリットを直接体験してもらうことで、環境配慮型住宅の普及に繋げるとともに、低炭素なまちづくりの重要性が浸透しています。
- エ 「旧飯田測候所」が環境教育の拠点として、環境人材を育成し、環境に関する情報を発信しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 「りんご並木のエコハウス」などを活用し、省エネルギー住宅の普及啓発を行う。	◎ 実施中
② 省エネルギー、節水、節電など環境負荷低減活動を推進し、その成果の見える化と把握方法について研究する。	○ 実施中
③ 「旧飯田測候所」を活用した環境関連の学習やセミナーなどを行う。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 日常生活における低炭素活動の普及を図るため、指定管理者を通じてエコハウスを運営し、エコカフェ事業を延べ62講座実施するとともに、エコハウスコーディネーターによる広報いっだでの毎月のエコライフ情報の発信など、啓発事業を行いました。
- イ 環境に関する市民アンケートを実施し、省エネルギー及び節水、節電など環境負荷低減活動の取り組み状況について調査を行いました。
- ウ 指定管理者であるおひさま進歩エネルギー株式会社を通じて旧飯田測候所を適切に管理するとともに、飯田自然エネルギー大学などの環境教育の拠点となる事業及びムトス飯田賞を受賞した橋北面白倶楽部などの地域と協働したコミュニティ活動を創出するよう運営を行いました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア エコハウスの来場者が減少傾向にあるため、指定管理者である橋南まちづくり委員会との協働によりエコハウスでの実施事業の内容と情報発信を充実させ、来場者の増加に繋がります。
- イ エコハウスと旧飯田測候所のいずれも、施設の老朽化により修繕を必要とする箇所があるため、来場者が安全に利用できるよう対策を実施します。
- ウ 旧飯田測候所の指定管理者が実施している飯田自然エネルギー大学のほか、地元の橋北まちづくり委員会とも連携した環境人材育成の契機となる講座などの開催を検討します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- イ No.155 省エネルギー推進事業
- ウ No.156 エコライフ啓発普及事業
- エ No.157 旧飯田測候所活用事業

基本的方向 2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む事業所数が、現在より増えています。
- イ 上記以外の事業所でも、「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」などの呼びかけによるノーマイカー運動などの一斉行動などに取り組み、地域全体での環境改善活動が行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30 年度の進捗状況
① 地域内の事業所が、経営環境及び力量に応じた ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 飯田市の ISO14001 の運用は、内部監査結果を踏まえ、9月に ISO14001:2015 年版に移行しました。
- イ 地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」をより取り組みやすく改訂し、10月1日にリリースしました。この改訂により、環境一斉行動週間に取り組むことを義務付けるなど、環境改善行動に繋げました。
- ウ 地域ぐるみ環境 ISO 研究会として環境一斉行動週間を3回実施しました。結果は以下のとおりです。
 - (ア) 夏の環境一斉行動週間 参加内訳：54 事業所 5,907 名
ノーマイカー:8,521 回 ライトダウン:14,245 回 冷蔵庫整理:4,822 台 日よけ準備、エアコン清掃 4,356 箇所
 - (イ) 秋の環境一斉行動週間 参加内訳:56 事業所 5,008 名
ノーマイカー:8,114 回 タイヤ空気圧・荷室整理:5,292 回 冷蔵庫整理:4,642 台 備える防災への取組:5,826 回
 - (ウ) 春の環境一斉行動週間 参加内訳:66 事業所 7,364 名
ノーマイカー:7,364 回 歩こう動こうプラステン:9,222 回 防災グッズ準備:2,713 個

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 南信州いいむす 21 に取り組むメリットを整理し、分かりやすく示していくことが必要です。地域ぐるみ環境 ISO 研究会の会員事業所とともに議論し、持続可能なシステムを構築します。
- イ 家庭への取り組みは、取り組み内容を工夫し、実質的な環境改善活動となるよう地域ぐるみ環境 ISO 研究会で協議します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.149 ISO14001 推進事業

基本的方向2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市内の小中学校において運用されている「学校のいいむす 21」、公立保育園において運用されている「保育園のいいむす 21」が、さらに教育に特化し運用しやすいよう、システム改善が進んでいます。それを基に、私立の保育園、幼稚園においても環境改善活動の輪が広がっています。
- イ 南信州地域の高校全8校で「南信州いいむす 21」が運用され、高校における環境改善活動の輪が広がっています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① ・「保育園のいいむす 21」及び「学校のいいむす 21」に取り組む施設または組織の拡大と、システムの定着を目指す。 ・上記のシステムをISO 14001の2015年版規格改訂に合わせ、対象者及び施設の特異性を踏まえながら、システムの改善を検討する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 公立保育園では「保育園のいいむす 21」、小中学校では「学校のいいむす 21」に引き続き取り組み、環境教育を通じた意識の醸成を図るとともに、保育園生活、学校生活の中で紙、ごみ、電気に対する取り組みが当たり前できるように指導を行いました。
- イ 保育園のいいむす 21 の運用について協議を行い、新年度から「南信州いいむす 21」に移行するための準備を進め、取り組み宣言を行いました。
- ウ 現在高校で取り組みを行っている「エコマネジメント長野」について、現状のヒアリングを開始しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 保育園全園が「南信州いいむす 21」に移行できるよう、その取り組み内容などを再確認し、実質的な改善活動につながるよう支援をしていく必要があります。
- イ 学校のいいむす 21 は、引き続き取り組むこととなっていますが、マニュアルがISO14001:2004年版をベースとしているため、今後の取り組みについて検討をしていく必要があります。
- ウ 高校での環境マネジメントシステムの取り組みは、高校及び県の関係機関へのヒアリングを継続して行い、マネジメントシステムの有効な運用を促します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.149 ISO14001 推進事業

基本的方向 2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア まちづくり委員会による各地域での環境啓発活動と、各種団体などによる実践的な環境負荷軽減活動との協働により、地域に根差した意識啓発が行われています。
- イ 一般家庭に導入しやすく効果の高い取組みなどの情報が共有され、環境負荷低減活動に対する市民の意識が向上し、行動に結びついています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 日常生活において、幅広い環境負荷低減活動が行えるよう各種団体が集い交流する場を創出し、市民への普及啓発を協働して取り組む。	◎ 実施中

- ◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 「飯田地球温暖化対策地域協議会」から「飯田脱炭素社会推進協議会」へと名称変更を行い、脱炭素社会の構築に向けて協議会の運営及び支援を行いました。
- イ 身近な環境を自分たちの手で改善する活動の一つとして、全市一斉に河川清掃やごみゼロ運動を実施するよう呼びかけました。また、地区によってはごみゼロ運動に中学生が協力するなど、取り組みの輪は広まりつつあります。
- ウ 各地区の公民館活動においてふるさと学習が展開され、地域を知ることによる意識の醸成が行われています。
- エ アメシロ防除作業が引き続き各地区実施され、被害の拡大を未然に防いでいます。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 飯田脱炭素社会推進協議会の定例会、研修会等の活動を通じて会員相互の情報交換を行い、脱炭素社会の実現に向けて多様な主体による活動に取り組みます。
- イ 河川清掃参加者の高齢化とそれによる重大事故が危惧されるため、無理のない作業をしていただくように各地区へ依頼を行います。
- ウ 引き続き害虫駆除を適切に行うことで、被害を未然に防ぐことが必要です。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.142 環境衛生事業
- イ No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- ウ No.156 エコライフ啓発普及事業
- エ No.157 旧飯田測候所活用事業
- オ No.159 3R 推進事業

基本的方向 3 気候変動への適応

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを「緩和」と言います。省エネルギーの取組みや、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギーの普及、植物による二酸化炭素の吸収源増加などが挙げられます。

これに対して、既に起こりつつある気候変動による影響への防止や軽減のための備えと、新しい気候条件を活用することを「適応」と言います。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用を踏まえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

気候変動による影響は既に各分野で現れており、それぞれの対応策を強化すると同時に、最新の研究成果を活用して、将来の気候変動によるリスクを評価しながら、地域性と合致した中長期的な適応策を検討することが求められています。

●基本的方向 3 の具体的な取組み

3-1 気候変動への「適応」に関する研究

- 気候変動に関する情報収集

3-2 環境情報の適切な提供

- 温暖化対策のための外部機関との協働
- 環境モデル都市行動計画管理・報告
- 環境モデル都市としての情報発信
- 温室効果ガスの排出量の把握

●基本的方向 3 の目的の達成度を表す指標の達成状況

基本的方向 3 では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

●基本的方向 3 の具体的な取組みの実施状況

基本的方向 3-1 気候変動への「適応」に関する研究

(1) 計画期間中の取組み目標

- ア 飯田市における気候変動による影響について、県の取組みと連携できる体制を整え、情報収集を行い、整備されています。
- イ 県の「信州・気候変動モニタリングネットワーク」から得られる気候変動の影響予測を、企業、大学、県などで構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」に提供し、各分野への影響について、産学官連携して気候変動の被害を抑える技術開発の検討を進めています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 県などと協働して、気候変動に関する情報収集や、環境チェッカーによる調査結果などから動植物に関する情報を収集する。	○ 実施中
② 市内での多様な主体の協働によるモニタリング体制を構築し、情報収集や分析による科学的知見の集積を行う。	○ 実施中
③ 飯田市版「気候変動適応計画」(仮称)の策定に向けた方向性の検討を行い、飯田市の各種計画の策定時や改訂時に「適応」の視点を導入する。	○ 実施中
④ 研究機関などと連携し、適応策の研究に着手する。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

環境未来都市構想推進会議、中部環境先進5市会議、環境首都創造ネットワーク、環境自治体議、及びイクレイ（持続可能性を目指す自治体協議会）へ参加し、各自治体が取り組む適応策の事例について情報収集を行いました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

県や周辺自治体の進捗を見ながら、気候変動適応法への対応についても、検討を重ねていきます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業

基本的方向3-2 環境情報の適切な提供

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 緩和策と適応策の一体的な温暖化対策について、情報を整理し発信しています。
- イ 各種環境情報をわかりやすく整理し、環境教育や生涯学習の場でも学習教材として活用しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 気候変動に関する情報の適時適切な発信と啓発を行う。	○ 実施中
② 温室効果ガスの排出量の把握分析に取り組む。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 飯田市の環境政策を適正に推進していくため、有識者や市民などで構成する環境審議会を3回開催しました。
- イ 飯田市環境基本条例に基づき、年度報告書である平成30年度環境レポートを作成し公表しました。
- ウ 環境政策を専用ホームページや視察等の受け入れを通じて全国に発信しました。
- エ 市域のCO2排出調査により進行管理を行いました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 環境審議会に時節に応じた題材を付議し、議論を通して広く市民の環境問題への取組みを促す機会とします。
- イ 21' いいだ環境プラン第4次改訂版の内容に沿って環境レポートの作成と公表をします。
- ウ 適応策の展開について、県や他の地方公共団体の進捗をみながら、飯田市の地域性に沿った対応と情報発信について研究を進めます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.145 環境保全推進事業
- イ No.150 環境モデル都市行動計画進行管理事業

政策 2 循環型社会の形成

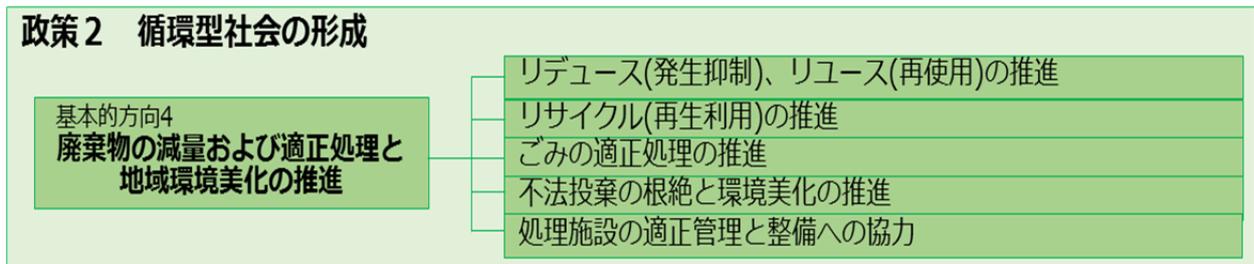
「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

このような状況から、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減に資するため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行していく必要があります。

政策 2 の体系図



基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるものの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。

3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組みであり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組みといえます。

今後も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指していく必要があります。

●基本的方向 4 の具体的な取り組み

4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

- 2Rの啓発 ● レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ● 事業系一般廃棄物の減量化 ● 生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ● 資源ごみの収集運搬と処理 ● 容器包装廃棄物の収集運搬と処理
- リサイクルステーションの管理運営 ● 資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ● ごみの収集運搬 ● ごみ集積所の管理運営 ● 粗大ごみの戸別収集
- ごみ処理費用負担制度の運用

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ● ごみゼロ運動の実施 ● 環境美化指導員及び不法投棄パトロール員による巡視活動
- 地域環境美化推進事業補助金の交付 ● 地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ● 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

●基本的方向 4 の目的の達成度を表す指標の達成状況

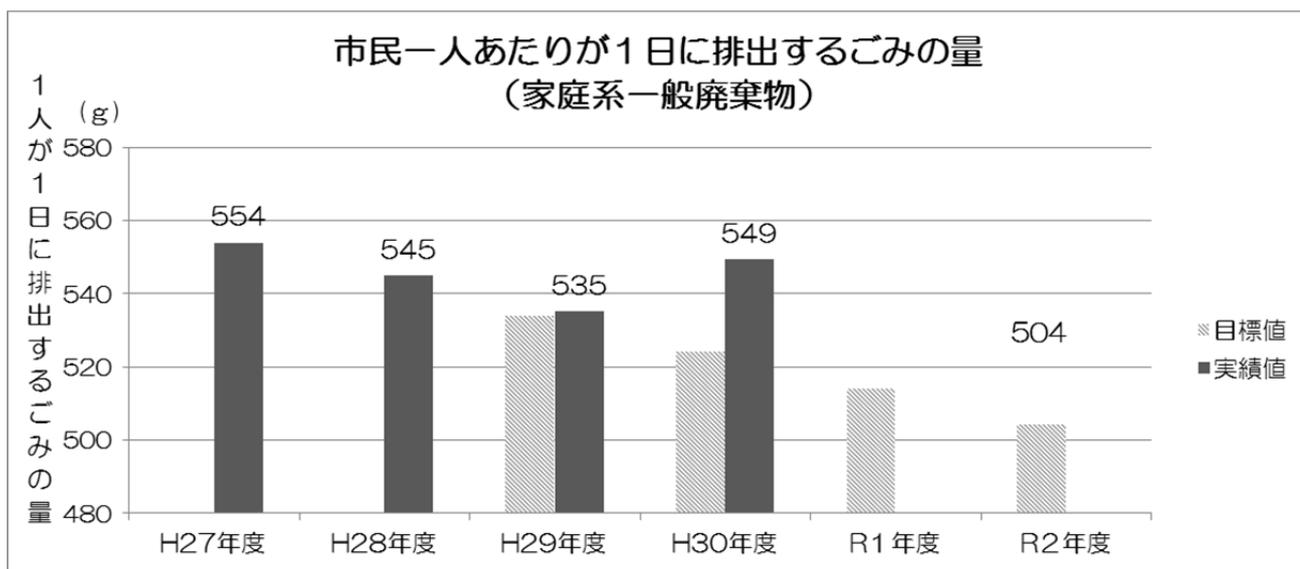
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和 2 年度	平成 30 年度 目標	平成 30 年度 実績	達成状況
8	市民一人あたりが 1 日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)	g	504	524	549	×
9	環境美化活動に取り組んだ市民等(地域、事業所、団体、市民)の割合	%	33.3	33.3	31.2	△

◎：目標以上の達成

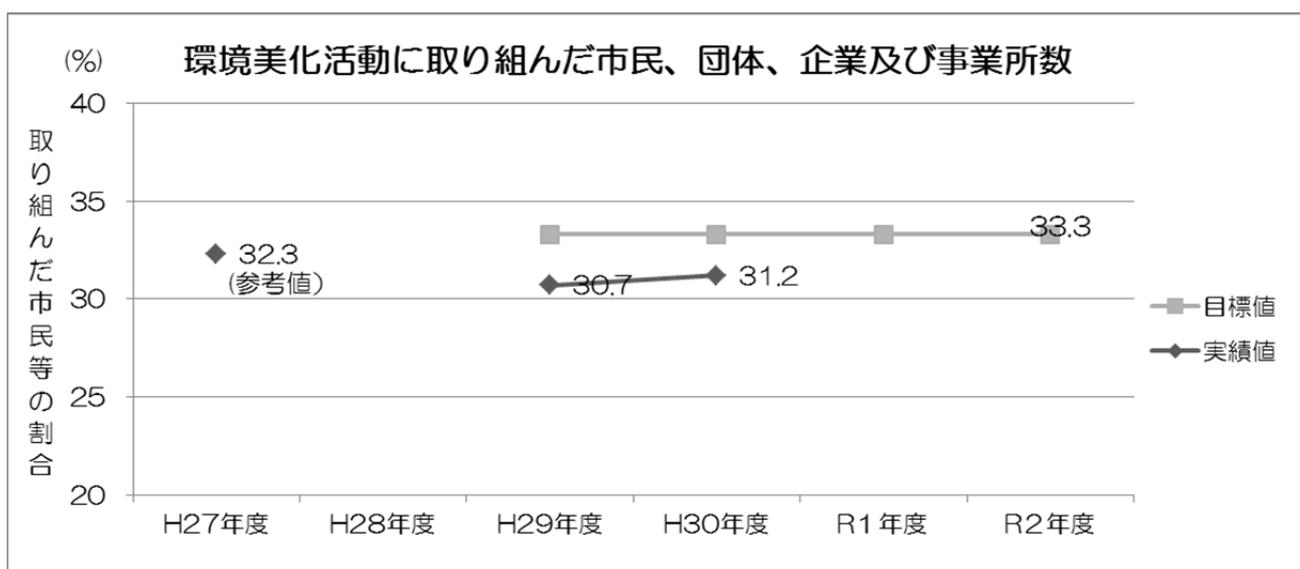
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



平成30年度における市民1人当たりが1日に排出するごみの量は549グラムで、前年度対比14グラムの増加となりました。目標値の524グラムとも乖離する結果となり、順調に減少を続けてきた近年の傾向とは異なり、平成27-28年度の水準に後退しています。



平成27年度中にごみゼロ運動や地域の環境美化活動に参加した市民や各地域団体の人数は32,854人で、人口の32.3%に達していました。この数値を基に、事業者や団体に属して環境美化活動に取り組む人の数(見込み)を加えた上で、人口の3割(3人に1人)が環境美化活動に取り組む地域を目指して平成29年度以降の目標値が設定されています。平成30年度は31.2%となり、前年度に比べ割合はやや向上していますが、目標値には達していません。

●基本的方向4の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるようになっています。
- イ 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会になっています。
- ウ まだ使えるものは長く使用しようとするが見直されています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用)の啓発を行う。	◎ 実施中
② マイバック持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する。	○ 実施中
③ 家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う。	◎ 実施中
④ 生ごみ処理機器を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成30年度の取り組み状況

- ア 市広報を通じて、リデュース、リユース、マイバックの持参、食品ロスの削減、生ごみ処理による堆肥化の推進について、啓発を行いました。
- イ 生ごみ処理機器の購入費補助制度は、87件の補助を行いました。
- ウ 「2019年度版ごみ分別ガイドブック」を製作し、全戸に配布しました。この中で、3Rへの取組みについて大きく紹介しました。

（4）次年度に向けた課題及び取り組み

この分野の取組みについては、啓発活動が主となります。どのような啓発が効果を生むのか、検証しながら引き続き取り組んでいきます。

（5）対応する事務事業（資料編参照）

No.159 3R推進事業

基本的方向4-2 リサイクル（再生利用）の推進

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取り組みが行われるように変化しています。
- イ 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される社会が形成されています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源を収集し、再生利用を行う。	◎ 実施中
② 3Rの推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成30年度の取り組み状況

燃やすごみへの混入量が増えてしまった「容器包装プラスチック」を、再びリサイクルのルートへ誘導するため、平成29年9月にサイズを縮小した容器包装プラスチック用指定ごみ袋を、平成30年12月に従前の大サイズに復元。ごみ処理費用負担制度と併せ「プラ資源」としての排出が、経済面で優位であるように誘導策を講じました。3月に発行し全戸配布した「ごみリサイクルカレンダー」と「ごみ出しガイドブック」の中でも、この部分に重点を置いて啓発を行いました。

（4）次年度に向けた課題及び取り組み

平成29年9月、燃やすごみの処理施設が、桐林クリーンセンターから稲葉クリーンセンターに移行し、ごみの分別区分が大きく変わりました。燃やすごみへの分別範囲が広がり、市民のごみ搬出が容易になった反面、本来リサイクルに区分いただきたい紙類や容器包装プラスチック類が燃やすごみに混入し、燃やすごみ量が増加する結果を招いています。

（5）対応する事務事業（資料編参照）

No.159 3R推進事業

基本的方向4-3 ごみの適正処理の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 3Rの推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する。	◎ 実施中
② 着実なごみの収集運搬を実施する。	◎ 実施中
③ ごみ処理費用負担制度を適切に運用する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

ア ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。

イ ごみの収集運搬は全て業者に委託していますが、連絡は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。

ウ 前年度内に各家庭に行渡るよう、ごみリサイクルカレンダーを印刷し、配布しています。平成31年度版は内容を大幅に見直し、加えてより詳細にごみ分別を著したごみ出しガイドブックを別に作成し、全戸に配布しました。

エ 燃やすごみの中間処理先である稲葉クリーンセンター、そして埋立ての最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

市民のごみ分別に関し、より一層精度を高めることも必要であり、また、中間処理後に発生する大量の焼却灰についても、適正な処理方法がないか検証する必要があります。また、現在のごみ分別区分も適時見直し、環境負荷の少ない手法を模索していきます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

ア No.142 環境衛生事業

イ No.161 ごみ適正処理事業

基本的方向4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する。	◎ 実施中
② 多様な主体による不法投棄防止のための取組みを支援する。	◎ 実施中
③ ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

ア 環境美化指導員を配置し毎日パトロールを行いました。

イ 各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し巡視いただきました。

ウ 各地区に環境美化推進補助金を交付し、環境美化活動にご活用いただきました。

エ 毎月市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。

オ 飯田建設事務所等と共同で河川パトロールを実施しました。

カ 春のごみゼロ運動は5月27日を中心に、秋のごみゼロは11月11日を中心に、全市各地区ごと実施しました。のべ31,834人御参加いただきました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

不法投棄を類型化すると、ポイ捨て型、一括投棄型、愉快犯型、の3種に大別されます。そのなかで一括投棄型に関しては、本年度犯人の特定に至ったケースが多く、早期対応が功を奏した手ごたえがあります。しかし、ポイ捨て型や愉快犯型に関しては、犯人特定に至るケースは稀で、効果的な抑止力の発揮も難しい状況です。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.160 地域環境美化推進事業

基本的方向4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

(1) 計画期間中の取り組み目標

受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 飯田市最終処分場を適正に管理し継続的に運営する。	◎ 実施中
② 新たなごみ焼却処理施設(稲葉クリーンセンター)の整備と運営に対して協力する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

ア 埋立ごみ(委託業者、一般持込)の受入をしました。

イ 埋立ごみに含まれる資源の分別回収をしました。

ウ ごみの埋立処理をしました。

エ 焼却灰の埋立処理をしました。

オ 浸出水処理施設の管理をしました。

カ 旧処分場の維持管理をしました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

ア 分別変更に伴い埋立ごみは大幅に減りましたが、稲葉クリーンセンターからの焼却灰搬入量が多く、処分場延命のためにどのような方策が有効であるか検討を重ねました。

イ 小型家電ごみについては、埋め立てず再資源化に努めましたが、年度の後半頃から市況の悪化が進み断念せざるを得ませんでした。

(5) 対応する事務事業(資料編参照)

No.162 最終処分場管理事業

政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

様々な生きものが互いに「つながり」あい、「バランス」をとりながら生きていることが「生物多様性」です。地球上には知られているだけで約 175 万種、未知のものを含めると 500~1,000 万種の生物が生息していると考えられています。まさに「種の多様性(=いろいろな生きものがいること)」です。

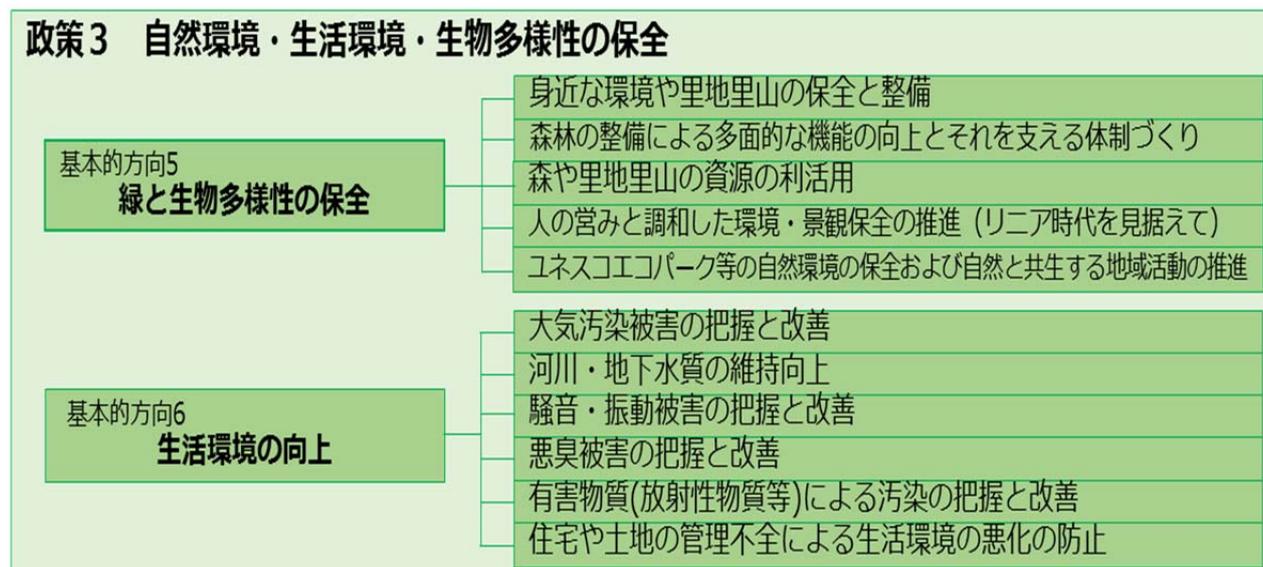
生物多様性の概念には、生きものたちが様々なつながりの中でバランスを取りながら、過去から未来に向けて絶滅と進化を繰り返している状態を含んでいます。人間も生きものをつながりの一員であり、生物多様性からの恵み(生態系サービス)を受けて生きているため、生物多様性は人間社会と密接に関係していると考えられています。

生物多様性を保全するためには、森林や里山が適切に管理され、人と自然の良好な関係が保たれること、持続可能な維持管理体制が確立していることが求められています。

また、市内における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等の発生状況について監視を続け、事案が発生したときには速やかに対策を講ずることで、良好な生活環境を守るように取り組んでいく必要があります。

これらを推進するために「緑と生物多様性の保全」と「生活環境の向上」の2つの基本的方向を設け、取り組みを進めています。

政策3の体系図



基本的方向 5 緑と生物多様性の保全

飯田市は、2,700mにもおよぶ大きな標高差、急峻な地形、持続的な利用を行ってきた里山、高山帯、亜高山帯、照葉樹林帯の存在など、多様な地形、植生帯、気候条件、利用形態により生み出された様々な環境を背景に、生物が多様に存在することが特徴であり、照葉樹林帯から高山帯に及び生物多様性が存在しています。

生物多様性の保全は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が重要であり、保護、保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点を置かなくてはなりません。そのために、南アルプスの核心地域や里地里山の保全、森林整備による多面的な機能保全、人々の営みと調和した景観形成など、多面的な政策に加えて、環境活動や教育を通じた環境保全意識の向上などの取り組みが必要です。

●基本的方向5の具体的な取り組み

5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

- 身近な里地里山の保全や整備の推進
- 河川や水辺等の美化や維持管理の推進
- 市民との協働による身近な環境整備
- 外来生物・外来種への対策と生物多様性の保全
- 市民・企業・NPO等によるアダプトプログラムの普及

5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

- 多面的な機能を向上するための森林整備の促進
- 治山や保安林指定による森林の保全
- 他地域や県との連携による森林整備
- 森林施業および管理のためのインフラ整備とその保全

5-3 森や里地里山の資源の利活用

- 搬出間伐による間伐材の供給とその体制の構築
- 飯田市産材を使った住宅の普及
- 市民が自然とふれあう機会や場の整備

5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)

- 住民主体による地域景観計画、景観育成住民協定等の推進

5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

- ユネスコエコパークをはじめとする自然豊かな現況を保ち、その魅力を発信
- 希少な野生動植物の保全と啓発

●基本的方向5の目的の達成度を表す指標の達成状況

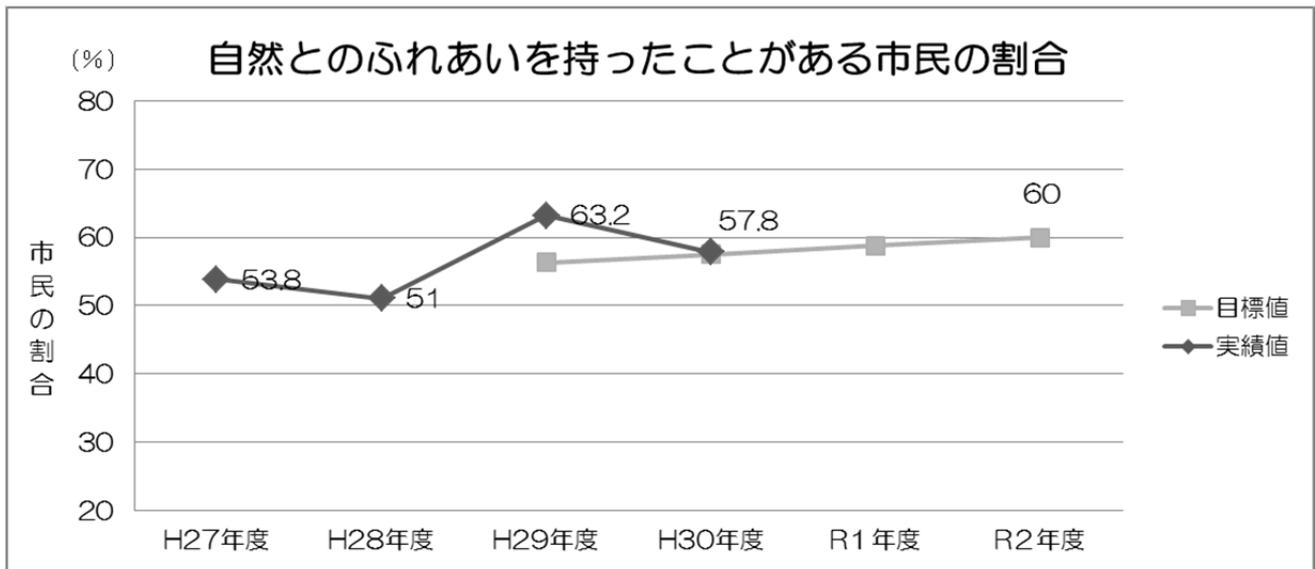
指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度	平成30年度 目標	平成30年度 実績	達成状況
10	自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合	%	60.0	57.5	57.8	○
11	全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合	%	70.0	68.6	62.6	×
12	森林面積(国有林を除く)※H30 暫定値	ha	40,392	40,392	40,361	△
13	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積とその割合	ha	165.0	165.0	79.0	×
		%	45.0	45.0	16.2	×
14	ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数	頭	850	850	983	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

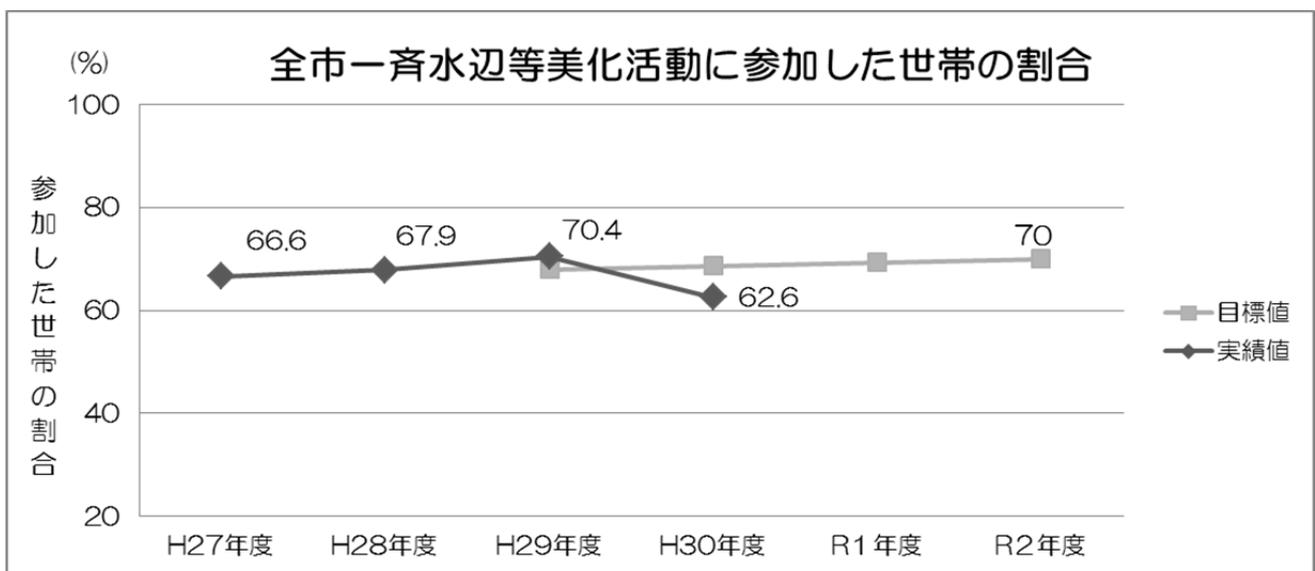
△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

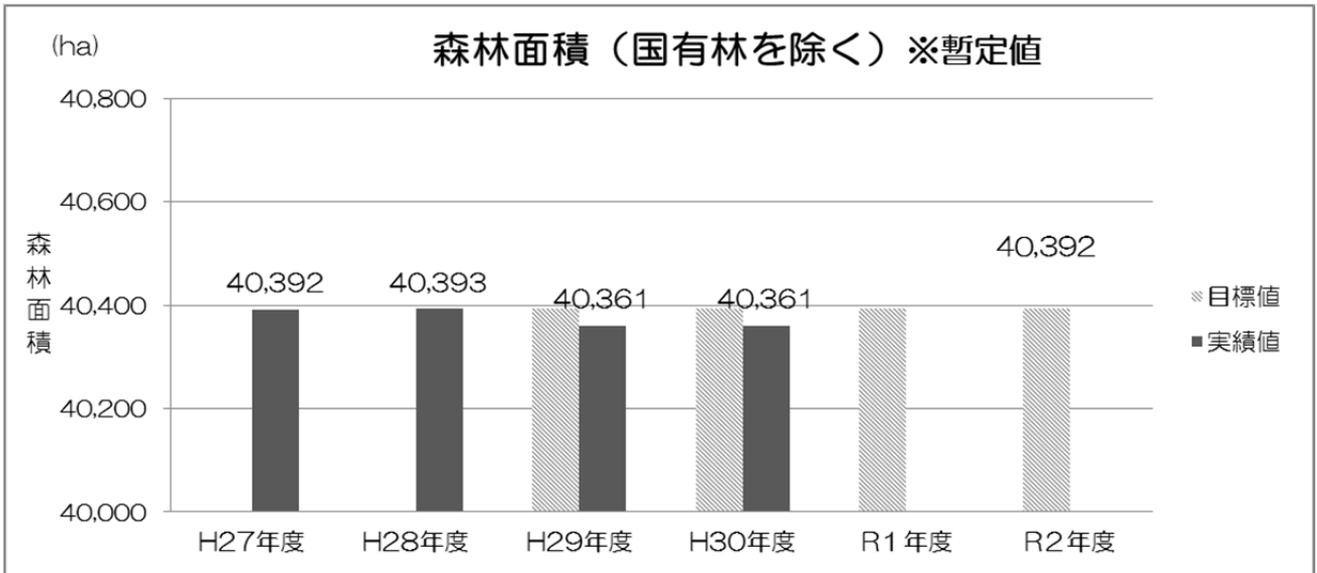


毎年、無作為抽出による市民アンケート調査を実施しており、その中で自然とのふれあい（キャンプ、ハイキング、ウォーキングなどの他、山菜採り、家庭菜園などの野外活動を含む）を行っているかの回答結果を示したものです。

2018年は前年に比べ若干数値を下げましたが、50%台後半の数値となっており、自然とのふれあいの機会を持つ市民が漸進的であるものの一定の割合で確認できるようになってきたと考えられます。

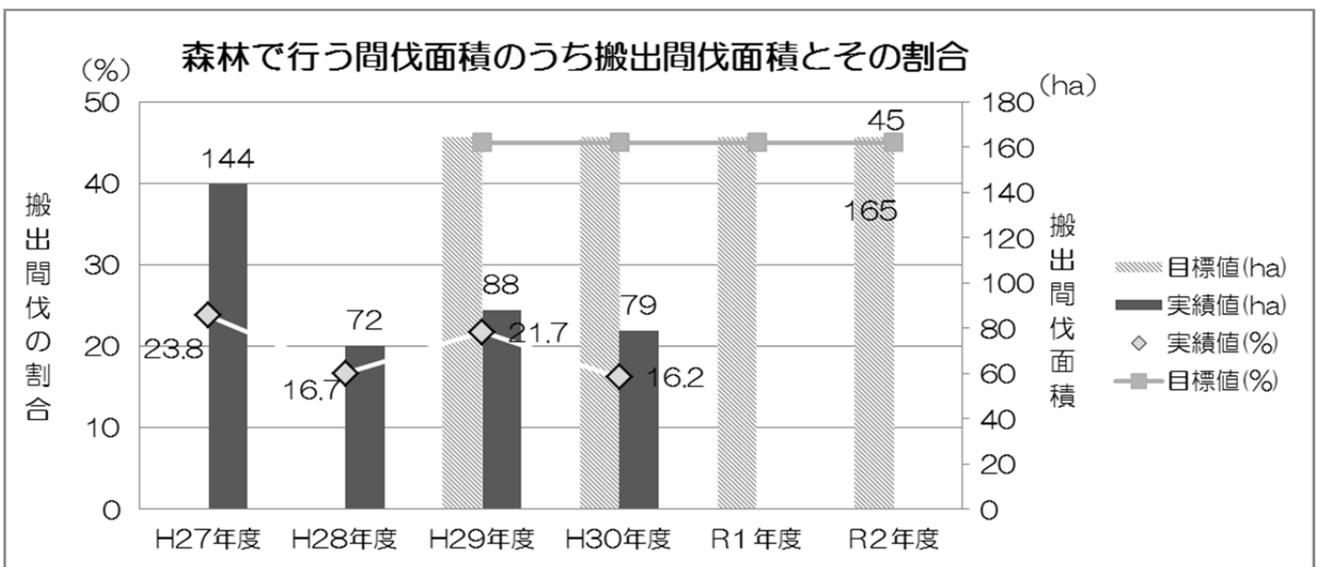


全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合は、62.6%となりました。実施できなかった地区があったこと、参加者数が前年度比大きく減少した地区があったことで減少しましたが、近年は参加した世帯の割合は横ばいで推移しています。参加者が年々高齢化しているとの声もあるため、実施主体である地区に作業範囲や安全について配慮をお願いしながら、無理のない作業をして頂く等、多世代が参加しやすくなる様、働きかけていく工夫等が必要と考えます。

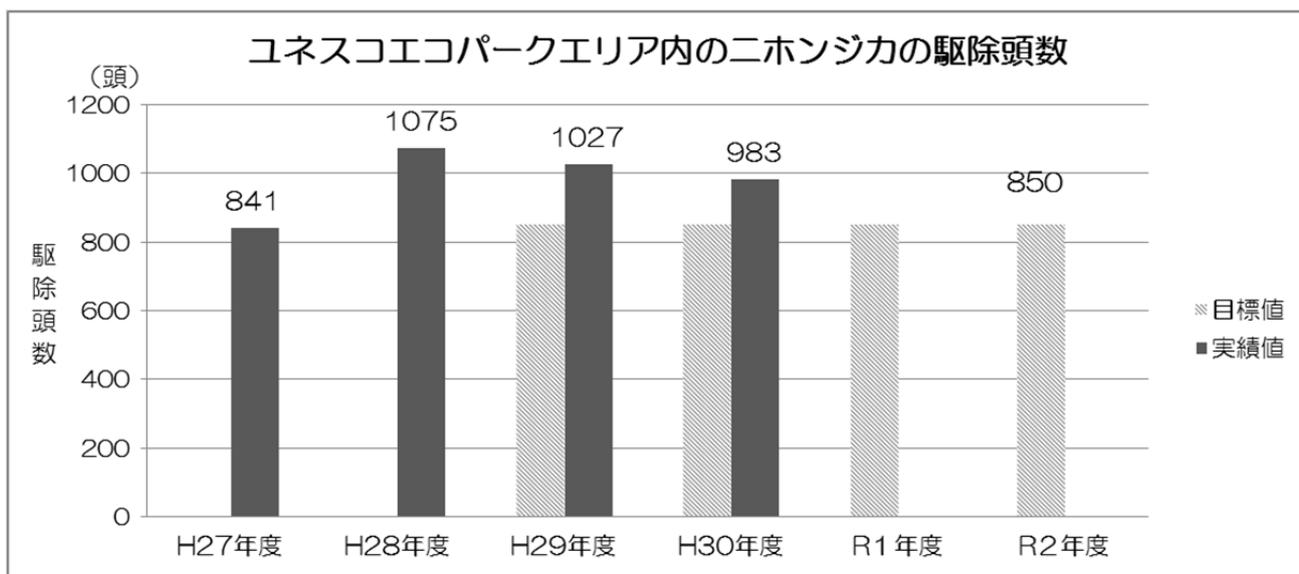


森林面積は、平成 27 年度から継続して非常に緩やかな微減傾向にあります。平成 30 年の森林面積については、基礎となるデータが 10 月以降に公表となるため暫定値となっています。

基本方針では、この面積を維持することを目標としていますが、市内の人工林は 8 齢級（40 年）以上経っている森林が 90%以上であり、森林の高齢化が進んでいるため、早期の積極的な間伐等の森林施業が必要な状況にあります。



搬出間伐面積は、平成 28 年度以降、微増・微減を繰り返しています。搬出間伐面積及び間伐面積に占める搬出間伐の割合ともに、目標値を大幅に下回っているのが現状です。搬出間伐は、依然として搬出コストが高いという課題が残っており、持続的に間伐を実施し森林資源の有効利用を進めるためには、間伐材を搬出するためのコストを抑えるとともに、搬出した間伐材が生み出す利益を大きくする必要があります。しかし、林道の整備や維持管理費用が高く、搬出コストを回収できない又は回収が難しい箇所が増加している状況が続いています。



猟友会員の高齢化および第一種免許保持の減少が予想されますが、増えすぎたニホンジカに対する長野県の第二種特定鳥獣管理計画と歩調を合わせ、現状の駆除頭数を維持していきます。平成30年度は飯田市鳥獣被害対策実施隊により目標の駆除頭数を上回る結果となりました。

今後は飯田市連合猟友会及び飯伊連合猟友会の若手会員により結成された南信州ハンターズの活動を支援し、若年捕獲者の技術向上と新規狩猟者を確保する必要があります。

●基本的方向5の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 里山の価値が再認識され、適切な管理や利活用をする人が増え始めています。
- イ 身近な河川や公園、街路樹などが、地域住民の活動により良好に維持されています。
- ウ 農林業従事者自身が、環境保全や生物多様性への貢献に気づき、農業、林業に従事することに自信を持っています。
- エ 多面的機能支払、中山間地域等直接支払などの事業を活用して、集落単位での適切な農地維持が行われ、地域の自然環境や良好な景観が維持されています。併せて、地域の話し合いにより、将来にわたり継続して活動するための体制づくりが行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 森林づくりにつながる市民活動を支援する。	○ 実施中
② 全市一斉水辺等美化活動において、多くの市民が参加しやすいよう工夫して実施する。	◎ 実施中
③ 河川環境美化活動を支援する。	◎ 実施中
④ アメリカシロヒトリ対策として、地域での共同防除を支援する。	◎ 実施中
⑤ 街路管理事業や都市公園維持管理事業、県が行う風越公園維持管理事業や公園愛護会への助成による公園や街路樹などの適切な管理を行う。	◎ 実施中
⑥ 農業の有する多面的機能の維持管理や、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う環境保全型農業を支援する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 森林（もり）の里親促進事業を通じ、企業と森林所有者等との交流を深め、森林整備を進めました。
- イ 市民が自然と触れ合いながら、様々な体験を通して自然の大切さや木材利用、森林保全等の重要性を学ぶことができる環境づくりを進めました。
- ウ 身近な環境を自分たちの手で改善する活動の一つとして、全市一斉水辺等美化活動を実施するように呼びかけました。
- エ アメリカシロヒトリの食害から緑の環境を守るため、地区団体がアメリカシロヒトリの共同防除を行うに際し、希望により車両及び動力噴霧器の貸出しならびに薬品の払出しを行いました。
- オ 都市公園、その他公園における樹木の整枝・剪定・病害虫駆除を実施しました。
- カ 農地の維持・保全を前提に、地域単位で水路の泥上げや植栽等による農村環境の保全活動、水路・農道などの補修や更新を行う 12 活動組織に対して、多面的機能支払交付金を交付し活動を支援しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 木材等の利用や森林に対する理解が進んでいない状況があります。森林づくりを支えるため、森林体験や環境活動等に取り組んでいる企業・団体・NPO・市民等、多様な主体と協働し、普及啓発活動や森林整備を進めていく必要があります。
- イ 地区や集落ごとの地域住民等が森林整備に参画できるよう、森林作業技術の研修を行い、林業技術の習得できる環境を整えます。
- ウ 水辺等美化活動については、無理のない作業をして頂くよう引き続き各地区へ依頼します。
- エ アメリカシロヒトリ対策事業は、機材のメンテナンスを引き続き行います。一般市民が適用範囲となる保険への加入へ切替えます。
- オ 樹木の高木化に伴い、剪定、病害虫駆除、落ち葉清掃等の維持管理が増加しています。落ち葉清掃機の貸与、維持管理に必要な資機材の支給を行い、地域住民の労力軽減を図り、継続した維持管理をお願いしていきます。
- カ 環境保全型農業直接支払制度は、取組面積が減少してきているため、取組団体の構成員の参画や新たな取組を増やしていく必要があります。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.198 森づくり市民活動支援事業
- イ No.192 森林病害虫対策事業
- ウ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- エ No.146 環境汚染対策事業
- オ No.239 社会基盤維持管理事業
- カ No.252 公園維持管理事業
- キ No.173 日本型直接支払事業

基本的方向5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 計画的に適正な管理がされている森林が増加しています。
- イ 森林経営計画の策定および小規模な森林所有者の集約化と森林所有者情報の整備が進んでいます。
- ウ 水質保全を目的とした水道水源域森林の保安林指定が進み、水源が保全されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 森林経営計画の策定と集約化を支援する。	◎ 実施中
② 森林所有者情報を整備する。	◎ 実施中
③ 施業の集約化と団地化を支援する。	◎ 実施中
④ 路網等基盤整備を推進する。	◎ 実施中
⑤ 森林作業路網開設や既存路網整備を支援する。	◎ 実施中
⑥ 高性能林業機械の導入を支援する。	△ 実施停滞
⑦ 獣害防除、有害鳥獣被害対策を推進する。	◎ 実施中
⑧ 森林認証の活用を支援する。	○ 実施中
⑨ 林地残材供給システム確立を支援し、木質バイオマスの利用を促進する。	○ 実施中
⑩ 水道水源森林の保安林指定を推進する。	○ 実施中
⑪ 林業施業者の担い手を確保する。	△ 実施停滞

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 民有林における間伐等の森林整備を計画的に促進するため、小規模な森林所有者の集約化を図り、森林所有者の同意の取り付けや森林現況調査等を行う森林組合等の林業事業者へ交付金を交付しました。
- イ 新たに森林法で定められた林地台帳について、林地台帳システムを整備しました。
- ウ 林道（延長 161.9km）の維持補修工事、除草、除雪業務、保守点検など、林道機能の維持や通行の安全管理を行うことで、森林整備の推進や木材搬出経費の削減を図りました。
- エ 森林整備や保安全管理上、必要不可欠な林道の開設、改良、舗装工事を行い、木材運搬の効率化や通行の安全確保を図りました。また、老朽化した橋梁の補修工事を実施し、長寿命化と将来の架け替えコストの縮減を図りました。
- オ 天龍峡等の重点地域、公園等を中心とした保全すべき松林を対象に、伐採駆除(破碎・燻蒸)・地上薬剤散布・薬剤樹幹注入等を行い、松くい虫被害の防止を図りました。
- カ 鳥獣被害対策実施隊員の活動を支援し、有害鳥獣捕獲活動を効率的・効果的に行いました。
- キ 南信州森林認証協議会に参画し、上郷のイオンや東京のスカイツリーにおいて、上郷野底山財産区の認証材の普及活動を行いました。
- ク 飯田市の重要な水源地である松川入地区において、国が進めている民有林直轄治山事業を円滑に行うため、関連改良工事を実施しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 民有林における間伐等の森林整備を計画的に促進するためには、小規模な森林所有者の集約化を図り、森林情報を的確に把握する必要があります。森林に係る情報を一元化し、効率的な森林整備を行うため、林地台帳の森林情報の精査・更新をします。
- イ 林道は未改良区間が多数あるため、崩落の危険性の高い箇所を効率的に事業を進める必要があります。降雨による崩落や落石、倒木等が多く、林道通行者の安全確保が課題であるため、森林整備や木材搬出が多い路線を対象に重点化を図り経費を縮減します。
- ウ 松くい虫による松枯れ被害は依然として沈静化せず、むしろ今まで被害の無かった標高の高い地域へ拡大しつつあります。全量駆除による被害対策は限界にきており、守るべき松林について重点化を図り、集中的に被害拡大防止対策を図る必要があります。
- エ 飯田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の推進を図っており、人数は確保出来ていますが、銃器での捕獲許可者の高齢化と減少が進んでおり、銃器での捕獲許可者を増やす必要があります。
- オ 森林認証材として、地域での知名度も低いこと、大消費地である名古屋や東京などでの知名度も低いことから、市内の認証材への理解とともに、東京等での飯田市産の認証材の普及と認知度を高める取り組みを進めます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.189 森づくり推進事業
- イ No.190 森林集約化事業
- ウ No.191 森林環境教育事業

- エ No.192 森林病虫害対策事業
- カ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- キ No.194 林道管理事業
- ク No.195 林道整備事業
- ケ No.196 治山関連事業
- コ No.198 森づくり市民活動支援事業

基本的方向5-3 森や里地里山の資源の利活用

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 森林資源を利用する市民が増えています。
- イ 間伐材などを活用した木質バイオマス利用が活発になっています。
- ウ 公共施設や小売店舗などを中心に地元産材が活用されることにより、市民の目に触れる事例が増え、まちの木質化が進んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 公共建築物の木造化、木質化を積極的に実施する。	○ 実施中
② まちの木質化を検討し実施する。	△ 実施停滞
③ 飯田の木で家を建てるプロジェクト事業を推進する。	○ 実施中
④ 地域の気候風土に適応した住宅の仕様についての研究を支援する。	△ 実施中
⑤ 市民参加の促進とボランティアの育成を行うとともに、森林情報の発信を行う。	○ 実施中
⑥ 野底山森林公園の活用を支援する。	◎ 実施中
⑦ 「いいだ森林学校」で専門知識や技術を持った担い手を育成する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 飯田市産材を一定の割合以上使用して、住宅を新築及びリフォームした場合に、建築主、施工した市内の工務店・設計事務所に対して補助金を交付することで、木材自給率を高め、まちの木質化につなげました。
- イ 日本都市計画学会を母体とした有識者と地元若手建築士、飯田市の職員による「低炭素都市づくりとエネルギー対策の推進に関する自治体支援プログラム」により、産官学でネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）の飯田モデル構築のため、検討を進めました。
- ウ 市内の公共施設に、緑化木を配布することで、緑豊かな環境づくりを推進するとともに、児童による緑の少年団活動等を通じ、自然環境や森林づくりの重要性を理解できる、心豊かな人間性を育みました。
- エ 森林関係者等の技術力の向上や森林ボランティアの養成など、森林づくりを進める担い手を育成するため、いいだ森林学校を開講し各種講座を実施しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 住宅を建てる際に使用する木材は、安価な外材や他地域の利用が多いのが現状であり、いかに木材産業振興のため地元産材の利用を進めるかが課題となっています。地元産材の利用を進めるため飯田市産材を使用して、住宅を新築及びリフォームした場合に、補助金を交付することで、木材自給率を高め、まちの木質化につながる取り組みを進めます。
- イ 地元若手建築士や有識者と連携を図りながら地域の気候風土に合った飯田版ZEH仕様の検討を進めるために多様な主体の協議の場を設け取り組みの推進を図ります。
- ウ 公園、集会所等公共施設に緑の募金還元による緑化木を頒布し、地域の人たちが協力した活動によりヒートアイランド対策や景観形成を進めます。また、枯損率を低下させるため手入の確実な実施をお願いしていきます。
- エ 林業労働者数の減少、財産区役員の担い手不足、森林所有者の意欲低下による山林放棄等が課題となっています。森林関係者等の技術力の向上や森林ボランティアの養成など、森林づくりを進める担い手を育成するため、いいだ森林学校を開講し各種講座を実施します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.151 もりのエネルギー利用推進事業
- イ No.189 森づくり推進事業
- ウ No.191 森林環境教育事業
- エ No.192 森林病虫害対策事業
- オ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- カ No.196 治山関連事業
- キ No.198 森づくり市民活動支援事業
- ク No.200 森林公園維持管理事業

基本的方向5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進（リニア時代を見据えて）

（1）計画期間中の取り組み目標

- ア 地域景観計画について検討が進められています。
- イ リニア駅およびその周辺における環境と景観育成の方向性が定まっています。

（2）取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 住民が主体となった地域景観計画を検討する。	◎ 実施中
② 飯田市景観計画の全体計画を適宜、的確に見直す。	◎ 実施中
③ 飯田市景観計画の全体計画に即した地域景観計画を策定する。	◎ 実施中
④ 景観育成住民協定の締結、申し合わせなどを定めた景観育成推進地区の指定など、地域の主体的な景観育成の取り組みを支援する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

（3）平成30年度の取り組み状況

- ア 関係するまちづくり委員会と協力し、リニア駅周辺の土地利用、景観に関する検討を行いました。また、これらの検討に基づき、土地利用基本方針（地域土地利用方針を含む。）の変更を行いました。
- イ 都市計画の決定・変更の状況に応じ、関係する条例・規則の整備を行いました。

（4）次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 道路、用途地域、特別用途地区、地区計画及び特定用途制限地域に係る都市計画の決定・変更といった状況の変化等に対応し、今後とも適正な土地利用と良好な景観の育成が図られるよう、適宜計画の見直しを行う必要があります。
- イ 20地区の基本構想・基本計画の策定・改定が進む中で、地域の土地利用計画や景観計画の検討・見直しが必要です。
- ウ リニア関連事業等の進捗に合わせて、関係機関や地域との協議を進めます。また、地域の皆さんとの検討を踏まえ、土地利用基本方針（地域土地利用方針）や景観計画（地域景観計画）の見直しを行うとともに、土地利用や景観のあり方のルールづくりのための取り組みを進めます。

（4）対応する事務事業（資料編参照）

No.250 土地利用計画推進事業

基本的方向5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 遠山郷では、保全活動の担い手が育成され、希少動植物の生息地を保全する動きが高まっています。
- イ 関係者の協働により、市内の希少動植物の保全が進んでいます。
- ウ 自然環境の保全に関する市民の理解が深まっています。
- エ 20 地区それぞれがその地域の特徴にあった自然保護活動を通じて、自然との共生が進んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 南アルプスユネスコエコパークの魅力伝えるために、飯田市公式ウェブサイトなどによる情報発信、小中学校での環境学習、遠山郷の関係団体との協働による魅力発信事業などを推進する。	○ 実施中
② 「自然環境保全地区」「ふるさといきものの里」における開発行為に対して、引き続き自然環境に配慮するよう指導する。	◎ 実施中
③ 地域住民が希少動植物の生息生育環境の必要性を理解するように、情報提供と意識啓発を行う。	○ 実施中
④ 長野県版レッドリストで絶滅危惧種に指定されている動植物や、飯田市の天然記念物に指定されているギフチョウなどの保全に取り組む団体などを支援する。	○ 実施中
⑤ 希少動植物の食害対策として、ニホンジカの駆除を推進する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 南アルプスユネスコエコパーク（事務局：南アルプス自然環境保全活用連携協議会（3県10市町村））活動に取り組みました。
- イ 南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク（事務局：同協議会（長野県4市町村））活動に取り組みました。
- ウ 企画課とともにエコパーク・ジオパークを主題とした高校生・大学生を対象としたフィールドスタディに取り組みました。
- エ 庁内におけるエコパーク・ジオパークの事業の調整を行うため、担当者会議を開催しました。
- オ 飯田市内の自然環境の保全に取り組む団体と話し合いの機会を設けました。
- カ 南アルプスにおける貴重な高山植物等を保護するため、広域連携による食害状況及び植生調査を実施しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア エコパークやジオパークについて、市として一体的な事業推進が図られるよう、庁内調整を密に行います。
- イ エコパーク・ジオパークの各協議会へ引き続き参加します。
- ウ エコパーク・ジオパークの取り組みが一体的な事業となるよう、庁内の調整の場を環境課が主体となって開催します。
- エ 市内自然保全団体との会議を今後も継続して開催します。
- オ 南アルプスにおける貴重な高山植物等を保護するため、広域連携による食害状況及び植生調査及び対策を実施します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 自然環境保全推進事業

基本的方向6 生活環境の向上

市内における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等は、公害防止を目的とした法整備や、環境保全の取組みが進んだことから、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらは発生すると重大な健康被害へとつながるため、引き続き監視を続けるとともに、事案が発生したときには、速やかに対策を講ずることが必要です。

また、生活環境の良好な維持のためには、市民一人ひとりの環境に対するモラルや近隣への配慮といった基本的マナーの向上が求められています。

今後も広報や指導を通じて、良好な生活環境を守る取組を進めていく必要があります。

●基本的方向6の具体的な取り組み

6-1 大気汚染被害の把握と改善

- 市内の大気状況の観測
- 大気汚染被害の防止

6-2 河川・地下水質の維持向上

- 継続的な河川水質の保全と観測
- 継続的な地下水水質の保全と観測
- 下水道・合併浄化槽の普及、維持管理
- 水質汚濁・汚染被害の防止

6-3 騒音・振動被害の把握と改善

- 市内の騒音発生状況の観測
- 騒音振動被害の防止

6-4 悪臭被害の把握と改善

- 市内の悪臭発生状況の観測
- 悪臭被害の防止

6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

- 有害物質の状況把握や大気中の放射線量の監視
- 実施した調査や各種情報の公開

6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

- 空き家等の適正な管理と活用の促進
- 生活環境に関するモラル向上等の啓発

●基本的方向6の目的の達成度を表す指標の達成状況

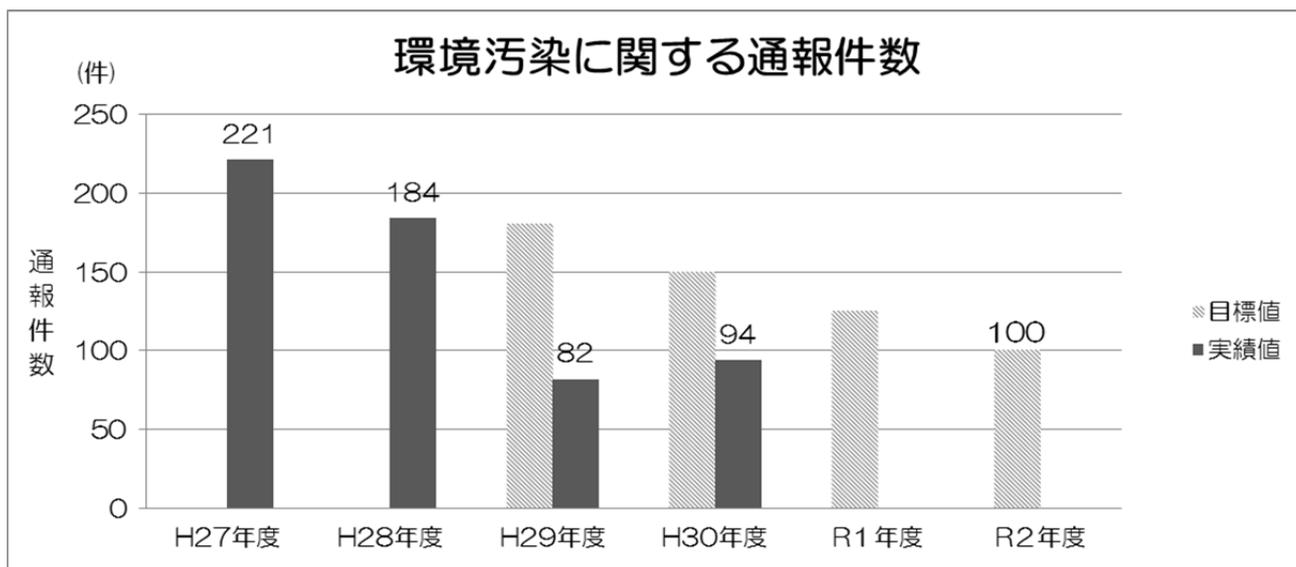
指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度	平成30年度 目標	平成30年度 実績	達成状況
15	環境汚染に関する通報件数	件	100	150	94	◎
16	微小粒子状物質(PM2.5)の現状と動向(1日平均値)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28.3	35	24.5	◎
	微小粒子状物質(PM2.5)の現状と動向(1年平均値)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.1	15	7.2	◎
17	松川中流域および野底川の水質階級(水質階級Iの生物指標の割合)	階級レベル	I	I	I	◎
18	河川のBODの環境基準値達成率	%	100	100	95.5	×
19	騒音の環境基準値達成率	%	70.0	68.0	80.0	◎
20	悪臭の防止目標の基準値達成率	%	100	100	100	◎
21	有害物質の現状と動向(重大な影響の有無)		無	無	無	◎

◎：目標以上の達成

○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向

×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



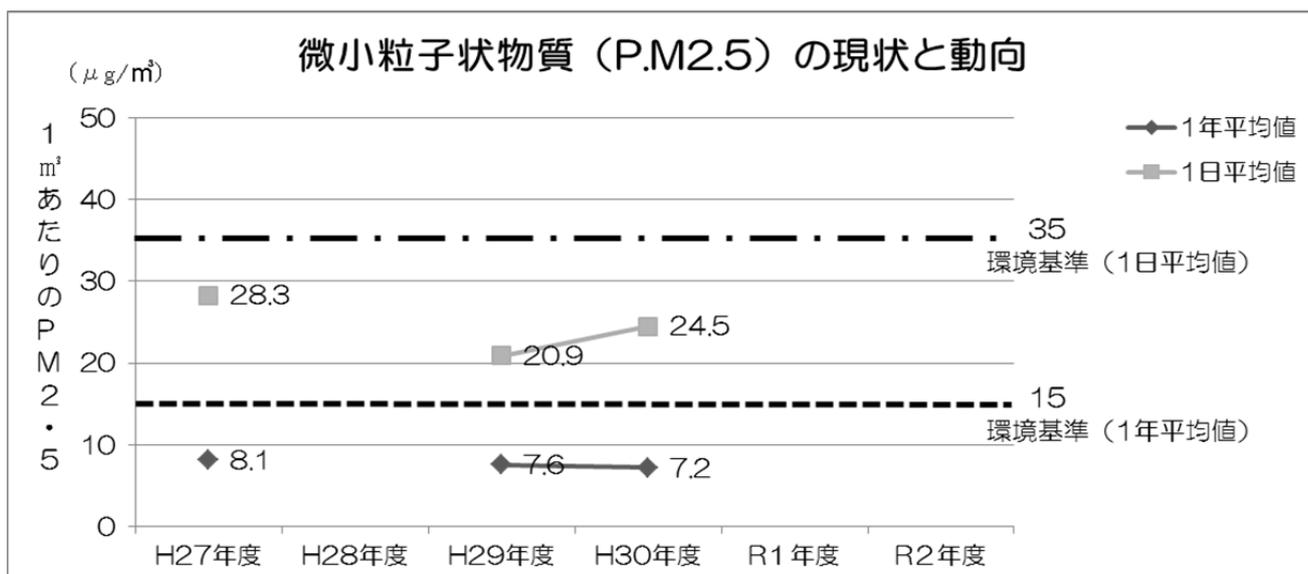
通報の多くは「大気汚染」及び「水質汚濁」です。

大気汚染については、野外焼却を原因とする煙や悪臭などにより、迷惑を被っている旨の通報が大変多く寄せられます。その多くは法律に規定される野外焼却禁止の例外とされる、剪定枝や落ち葉等の焼却です。

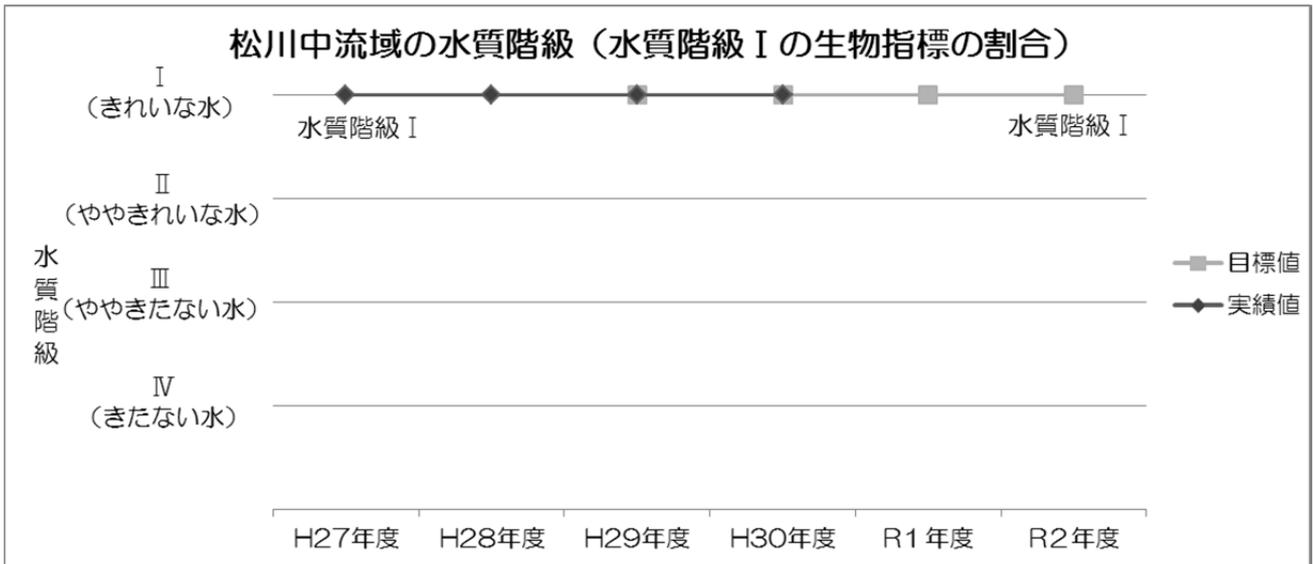
水質汚濁については、自動車事故や灯油タンク・缶の破損などにより、エンジンオイルやガソリン、灯油が公共用水へ流入する事故が主として発生しています。

公害苦情の通報を受信した場合は、原因者に対する指導及び環境保全のための適切な措置を講じています。また、飯田市公式ウェブサイトや広報いいたを活用した啓発活動も行っています。

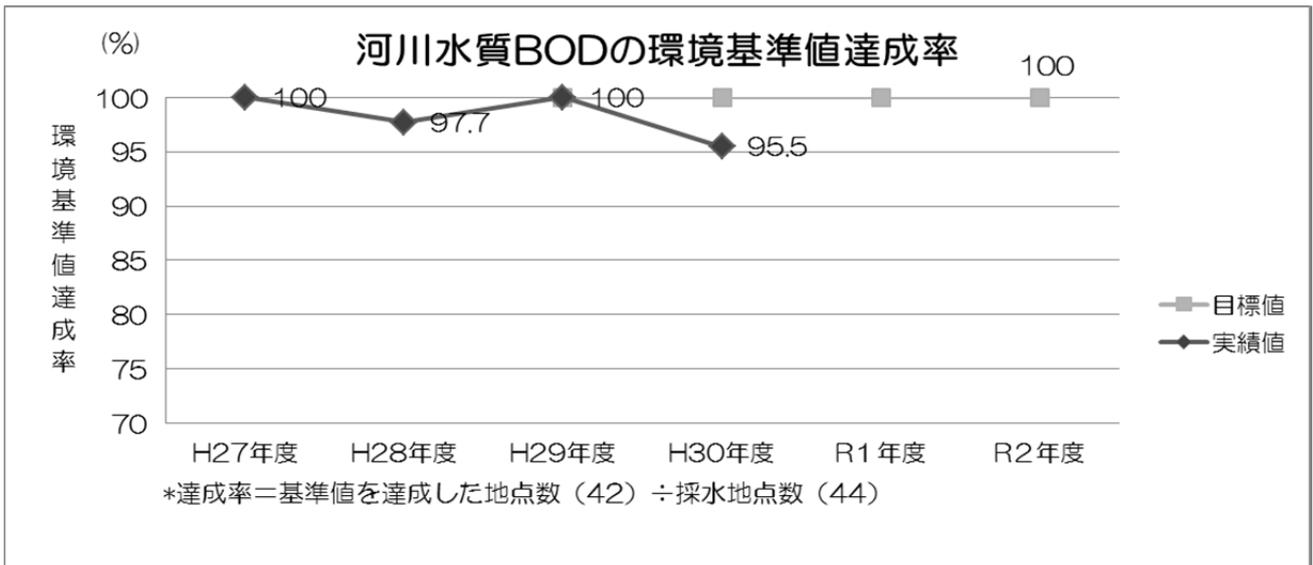
上記グラフは、苦情件数の推移を示していますが、平成30年度は目標値を上回る94件と引き続き目標値を下回っており、公害に対する意識が高まっていると推測されます。



飯田市における大気環境中のPM2.5の濃度を把握するため、長野県が飯田ICに設置している自動測定機の測定結果が環境基準値内かを指標としています。1日平均及び1年平均ともに環境基準を下回る値となり、大気環境は良好であることがわかります。

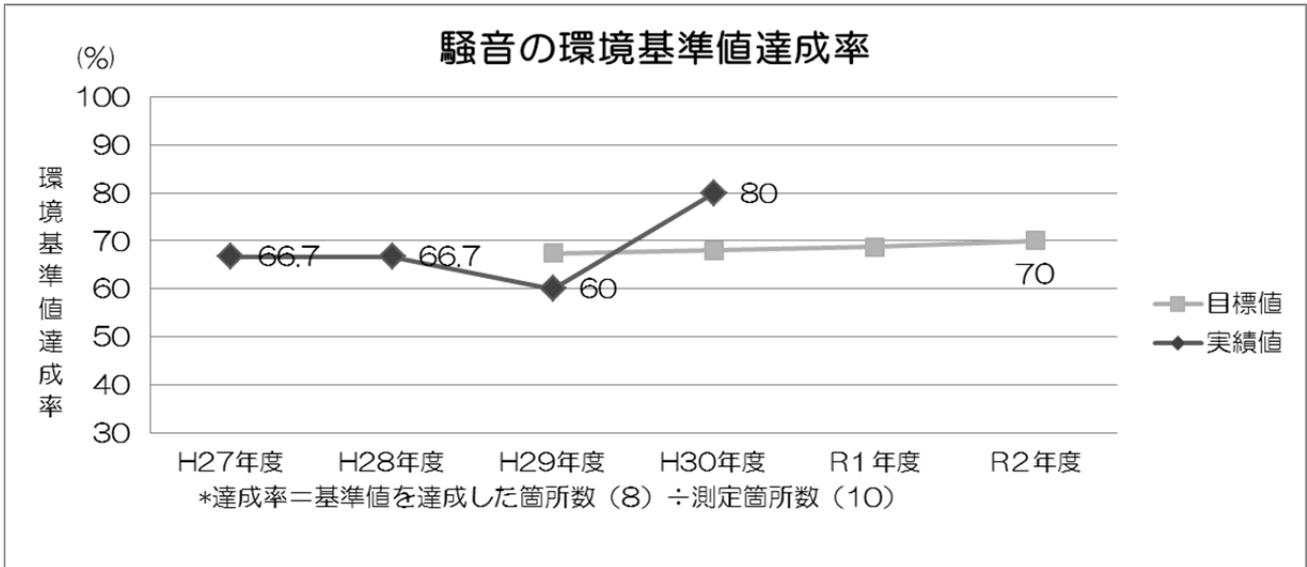


河川の水質調査に加えて、重要な水源である河川において水生生物観察会を開催し、水生生物の生息状況から水質階級を調査しています。平成 30 年度の松川中流域の調査では最高階級である「Ⅰきれいな水」という結果であり、今後もこれを維持していくことが目標となります。

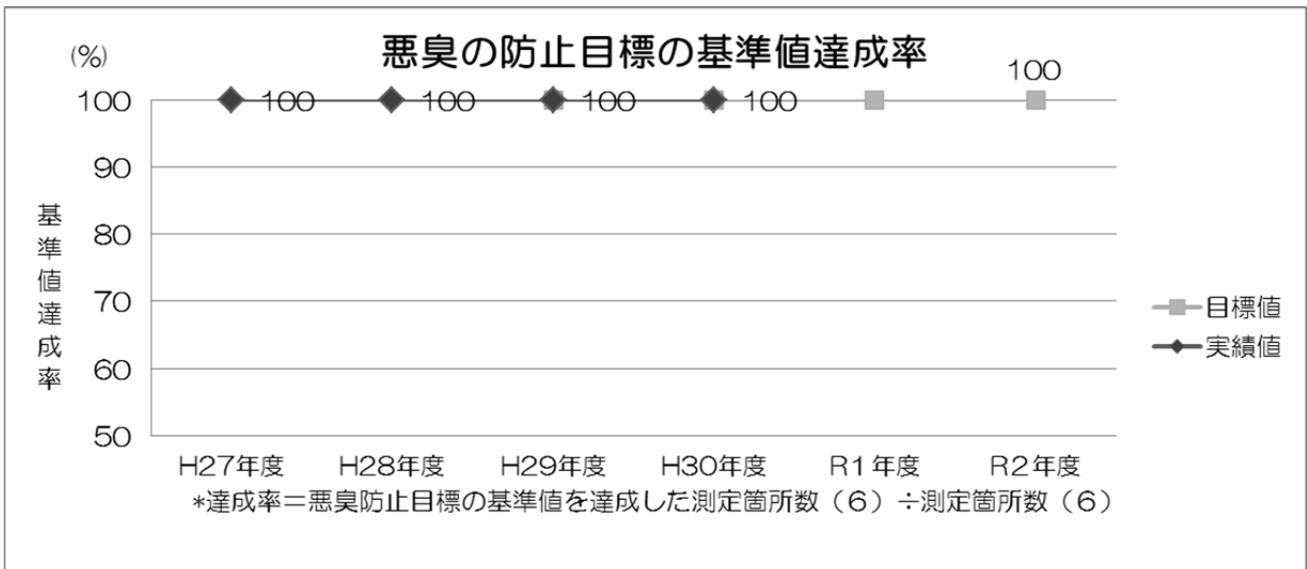


河川水質については、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）を用いて測定しています。BODとは、有機汚濁の代表的な水質指標であり、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で、水中の有機物などの量を表したもので、値が大きいほど水質が悪いと判断ができます。

河川の水質は長期的な観点で捉えることが重要であることから、河川の BOD の環境基準値達成率 100%を維持することを目標としています。平成 30 年度の達成率＝基準値を達成した地点数（42）÷採水地点数（44）で 95.5%となりました。100%とはなりませんでしたが、毎年高い達成基準で推移していることから、飯田市内の河川の状況は良好であることが分かります。



道路事情の変化に伴う交通量の変動や住宅建設などから測定地点を随時変更して測定しています。平成 27 年度の騒音の環境基準値達成率が 66.7%であることから、向上を目指して 70%達成を目標値としています。平成 30 年度の達成率 = 基準値を達成した箇所数（8）÷測定箇所数（10）で、目標値の 68.0%を上回る結果となりました。



平成 27 年度における悪臭の防止目標の基準値達成率が 100%であることから、測定地点において「常に基準値を達成している」状態を維持することを目標としています。平成 30 年度の達成率＝悪臭防止目標の基準値を達成した箇所数（6）÷測定箇所数（6）で 100%を維持していることから、飯田市内は悪臭の発生が少なく、生活環境が良好に保たれていると言えます。

●基本的方向6の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向6-1 大気汚染被害の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 大気環境は良好であり、市民の生活環境が保たれています。
- イ リニア中央新幹線工事などに関して、大気環境測定が行われ、その結果は良好であり、市民の生活環境が保たれています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 現在実施されている大気環境測定を継続するとともに、リニア中央新幹線工事などに関する大気環境測定を行い、その結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する。	○ 実施中
② 異常な発煙や悪臭などの通報があった時には、関係者と協力して速やかに対応する。	◎ 実施中
③ 測定の結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかに情報を伝達するとともに対策を講じる。	◎ 実施中

- ◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- イ 環境汚染が発生した折は、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかに適切な対応に努めました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

リニア工事などに代表される社会環境変化に起因する新たな公害の未然防止に努めるとともに、万が一発生した際には、速やかな対応ができる体制の整備に努めます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-2 河川・地下水質の維持向上

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 河川の水質測定が行われ、環境基準の範囲内で、きれいな水が保たれています。
- イ きれいな水の重要性を市民が認識し、主体的に河川美化活動などを行っています。
- ウ リニア中央新幹線工事に伴う水位変化等の影響を把握し、適切な対応がされています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 河川の水質測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する。	○ 実施中
② 簡易浄化槽設置者に対して、適正な維持管理や下水道接続や合併浄化槽の設置の必要性や環境への影響について啓発を行う。	△ 実施停滞
③ 水生生物観察会などへの参加について広く市民に呼びかけ、きれいな水の重要性について啓発を行う。また、観察会の結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
④ 市民から水質汚濁の通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに、原因者に対して適切な指導を行う。	◎ 実施中
⑤ 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明と対策を行うとともに、状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。	◎ 実施中
⑥ 自家用井戸水の水質検査を促し、地下水の安全確保に努める。	◎ 実施中
⑦ リニア中央新幹線工事に伴い懸念される地下水の水位や水質の調査を行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 簡易浄化槽の適正な管理のために啓発・指導に取り組みました。
- イ 市内の主要な河川の水質検査を実施し汚染状況を確認しました。
- ウ 地下水（井戸水）の水質等を調査しました。また、リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響を把握するため、関係地の地下水の水位等を調査しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

ア 生活雑排水汚泥の汲み取りや井戸水の検査などについては、根強い要望があり依然として必要性はありますが、徐々に数量が減少してきており、今後取り組み方針などについて見直しが必要と思われま

イ 生活雑排水汚泥の汲み取りや井戸水検査といった事業については需要量を把握しながら継続実施していきます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-3 騒音・振動被害の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 騒音測定が継続して行われており、環境基準の範囲内で生活環境が良好に保たれています。
- イ 交通量の増加はあるものの、道路騒音は限定的になっています。
- ウ リニア中央新幹線工事における騒音や振動について、環境基準を超えない対策が施されています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 市内において騒音測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 自動車騒音の状況を監視するために騒音測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
③ 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。	◎ 実施中
④ 市民から騒音や振動について通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、適切な指導を行う。	◎ 実施中
⑤ リニア中央新幹線工事に伴い発生する騒音や振動などを測定して、適切に対処する。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- イ 環境汚染が発生した折は、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかに適切な対応に努めました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

リニア工事などに代表される社会環境変化に起因する新たな公害の未然防止に努めるとともに、万が一発生した際には、速やかな対応ができる体制の整備に努めます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-4 悪臭被害の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 臭気測定が継続して行われ、必要な対策などにより環境基準の範囲内であり、生活環境が良好に保たれています。
- イ 事業所からの悪臭に関する通報が減少しています。
- ウ 野外焼却や、牛舎豚舎などに起因する悪臭に関する通報が減少しています。
- エ 環境基準に当たらない悪臭に関する通報が減少しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 臭気測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたなどを通じて市民へ周知する。	◎ 実施中
② 市民からの悪臭の通報について、現地調査を行い、適切な指導を行う。	◎ 実施中
③ 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかに情報伝達を行うとともに、必要な対策を講じる。	◎ 実施中

- ◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中
 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- イ 環境汚染が発生した折は、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかに適切な対応に努めました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

リニア工事などに代表される社会環境変化に起因する新たな公害の未然防止に努めるとともに、万が一発生した際には、速やかな対応ができる体制の整備に努めます。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

(1) 計画期間中の取り組み目標

有害物質(放射性物質など)や電磁波に起因する被害がない安全安心な生活環境が保たれています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 空間放射線量の測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報 いいだなどを通じて市民へ周知する。	× 未着手
② 簡易放射線測定機を、希望団体へ貸し出して市民が主体的に測定するこ とにより、不安感の解消に努める。	× 未着手
③ 有害物質(放射性物質など)の測定を行い、その結果が環境基準を超過 し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やか な情報伝達および指示を行うとともに対策を講ずる。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

環境汚染が発生した折は、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかに適切な対応に努めました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

リニア工事などに代表される社会環境変化に起因する新たな公害の未然防止に努めるとともに、
万が一発生した際には、速やかな対応ができる体制の整備に努めます。

(5) 対応する事務事業(資料編参照)

No.146 環境汚染対策事業

基本的方向6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 管理されていない空き家や土地を市が把握できるようになっています。
- イ 野良猫による被害が減少しています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 市民やまちづくり委員会、事業者などと協力して、空き家問題の解決を探り、対策を検討する。	◎ 実施中
② 市、まちづくり委員会、事業者などが連携した空き家情報バンクの運営により空き家の有効活用を図る。	○ 実施中
③ 野良猫への対応について啓発を行う。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 空家詳細調査を実施し、空家の状態を把握しました。
- イ 詳細調査の結果により、特に危険な空家を「特定空家」と「準特定空家」に認定しました。所有者への指導助言と解体補助の活用により、3件の解体処分ができました。
- ウ 空家バンクの運用と、空家補助制度の利用により、空家の活用を進めました。
- エ 空家等検討会議、空家等審議会を開催し、飯田市空家等対策計画の実施を進めました。
- オ 正しい飼い方やマナーを守った飼い方を啓発するため、市の広報等によるマナー啓発を実施しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 特定空家と準特定空家を認定し、集中的な指導助言と補助制度の活用で成果も挙げられましたが、相続や権利問題から進捗が図れない事案も残されています。空家等検討委員会、空家等審議会の構成員である専門家からの指導助言を得ながら、引き続き粘り強く所有者調査と所有者への助言等を一件一件丁寧に進めます。
- イ 空家バンクの登録件数が少なく、利用希望者の希望に答えきれない状況が続いています。まちづくり委員会や民間組織と連携し、空家バンクの周知と有効利用を図ります。
- ウ 正しい飼い方やマナーを守った飼い方を啓発するため、引き続き広報、啓発看板の設置が有効と考えています。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

ア No.14 総合的な空家対策事業

イ No.142 環境衛生事業

ウ No.146 環境汚染対策事業

基本的方向1から6に関わる政策

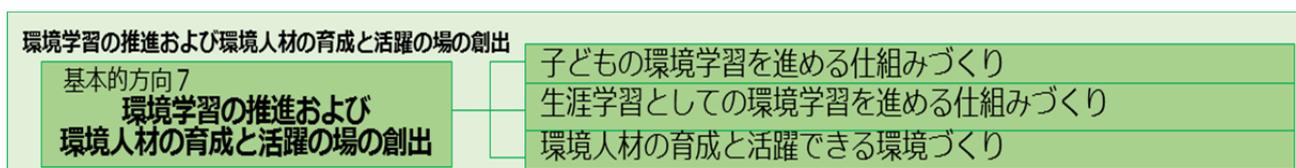
環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

これまで環境プランでは、特に飯田市の自然や生物を環境学習の主な対象としてきました。21' いいだ環境プラン第4次改訂版では、環境学習を本プランで推進する3つの政策(気候変動の緩和と適応、循環型社会の形成、自然環境・生活環境・生物多様性の保全)への理解とその具体的な取り組みの実践に繋げるため、全体の核となる重要な政策として位置づけます。

学習の対象は、3Rや省エネルギーといった身の回りの事柄から地球温暖化の現状や気候変動がもたらす飯田市への影響など、様々な事柄に拡大するとともに、市民が学びやすい環境を整え、関係団体等と連携して積極的に取り組みます。

環境学習を進め「気づきから行動へ」展開するよう、知見をもつ人材を増やしていくこと、そして、学校や地域など様々な場面で活躍の場を拡大していくことが重要です。

体系図



基本的方向7 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

環境学習が行われる機会は大きく分けて2つあります。ひとつは学校であり、総合的な学習の時間で地域教材を活用した環境学習が行われていますし、理科や社会科といった教科の中でも多くの学年で環境に関する学習が行われています。

もうひとつは、公民館活動を中心とした生涯学習です。公民館は飯田市の生涯学習において重要な役割を担っていますが、その講座支援事業のひとつに環境学習があります。しかし、近年の開催状況を見る限りでは、他の分野と比較して活発とは言い難い状況です。

今後は、環境分野に携わる行政、関係団体、市民が協働し、環境教育の担い手のリストや具体的なプログラム等を整理し、学校や公民館が企画、運営しやすいように提示していくことで、環境学習への幅広い世代の市民参加を促していくことが重要です。

●基本的方向7の具体的な取り組み

7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

- 環境チェッカーの活動や自然観察学習会を通じた環境学習の推進
- 森林や山での野外体験を通じた環境学習の推進
- 環境学習や体験活動の場の維持管理
- 小中学生への環境教育の実施

7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

- 域産域消の「食」の啓発・推進（フードマイレージ）
- 河川にまつわる自然・環境・歴史などの生涯学習の推進
- 身近な場所（公民館）で行われる環境学習や調査
- 美術博物館における伊那谷の自然や環境への学び
- 「りんご並木のエコハウス」等を活用した環境講座

7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

- 環境保全型農家の育成
- 環境アドバイザーや環境チェッカーの活動支援
- 伊那谷の自然と文化の調査とデータ整備・公開
- 3Rの推進、ごみの適正処理のための学習会への講師派遣
- 気候変動に関する環境学習の推進

●基本的方向7の具体的な取り組みの実施状況

基本的方向7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 環境人材バンクや学習の場に関する情報網の整備がされており、年代に応じた分かりやすいプログラムが提供できています。
- イ 幼稚園、保育園、小中学校での環境学習に、行政や関係機関から取り組みやすいプログラムが提示されて、様々な場面で実施できる体制が整えられています。
- ウ 子どもたちが日常生活でごみの分別の意識を高めています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 子どもに対する自然体験の場づくりや環境学習プログラムの整備と開発を行います。	○ 実施中
② 環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出します。	◎ 実施中
③ 環境アドバイザーの派遣により、小中学校での環境学習を支援します。	◎ 実施中
④ 小学生を対象としたごみの分別を学ぶ機会や、環境保全への関心を高める機会を提供します。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成 30 年度の取り組み状況

- ア 自然観察会を行い、自然とのふれあいの場を設けました。
- イ 市内外を問わず、学校や地域団体を対象に、環境産業公園やグリーンバレー千代の視察を通じて、環境保全への意識の高揚を図りました。
- ウ 市内小学校 4 年生を対象に、自然環境保全ポスターの作製を通じて環境保全への意識の高揚を図りました。
- エ 入選作品を市内大型商店などへ展示、ポスター看板を作製して各地区へ掲示することにより、多くの市民の環境保全への意識の高揚に努めました。
- オ 市内小学 4 年生に向け、ごみの分別についての社会科副読本を作成し配布しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 環境について興味関心が高い人々だけではなく、多くの人に受け入れられる「環境を学ぶ場」の用意が必要かと思われます。
- イ 環境を学ぶ人・学びたい人のそれぞれのステージにあわせた学習プログラムの整備に取り組みます。また、作成したプログラムを使ってもらえるよう、頒布方法についても検討します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.198 森づくり市民活動支援事業
- イ No.192 森林病害虫対策事業
- ウ No.193 森林鳥獣被害対策事業
- エ No.146 環境汚染対策事業
- オ No.239 社会基盤維持管理事業
- カ No.252 公園維持管理事業
- キ No.273 大平宿泊訓練施設管理事業
- ク No.253 飯田子どもの森管理運営事業
- ケ No.159 3R 推進事業

基本的方向7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 市民ニーズに合わせた多種多様な環境学習プログラムが構築され、生涯学習のひとつとして多くの市民が環境学習に参加しています。
- イ それぞれの公民館が環境学習を企画しやすいように、プログラム案の作成支援やサポート、情報提供が実施されています。
- ウ 参加者自らが調査や研究に関わる体験活動型の環境学習が行われています。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 取り組みやすい環境学習プログラムを構築します。	◎ 実施中
② 環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出し支援します。	◎ 実施中
③ 公民館等の学習メニューに体験活動型の環境学習が行えるよう支援します。	◎ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 飯田下伊那地域の行事食、郷土食を実践する食ごよみ実践講座は、28名の受講があり、年間をとおして10回の講座を行いました。
- イ 天竜川総合学習館かわらんべでは、明治元年辰満水から150年展など天竜川の災害や自然環境の企画展示を行い、一般観覧者に対応するとともに、週1～2回のかわらんべ講座の開催による環境学習等を推進しました。
- ウ 地区公民館事業として、各地区住民全世代を対象で、各地区の特色をいかした多様で主体的な学習交流活動を支援しました。
- エ 地区内の身近な自然とのふれあい活動を通じ、住民同士の交流を深め、環境保全や改善活動に取り組む活動として、里山保全活動、水辺の楽校、農作業体験教室等を実施しました。
- オ 美術博物館教育普及・活動支援事業として、自然講座、子ども科学工作教室、子ども地球探検隊、天文講座、化石標本室ワークショップ、自然史発表会などを行いました
- カ 美術博物館プラネタリウム運営事業では、ふるさとの自然や文化を題材にしたオリジナル番組として、「南信州の煙火」を制作しました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 関係機関と連携し、食育の取組の紹介や情報提供を行うなかで、講座終了後も食育に取り組む機会を設けることが必要です。
- イ 各地区において、住民の主体的な企画運営による多様な分野の学習交流活動を通じて住民自治の意識を育んでいますが、より地域課題解決に向けた取組や青壮年世代が参加しやすい事業展開が必要です。
- ウ 伊那谷の自然と文化の魅力をプラネタリウムで更に発信できるよう、展示との連携を強化します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.176 元気な農村づくり推進事業
- イ No.177 堆肥センター運営事業
- ウ No.246 天竜川総合学習館管理運営事業
- エ No.312 地域の多様な学習交流支援事業
- オ No.315 地域の環境学習交流支援事業
- カ No.328 美術博物館教育普及・活動支援事業
- キ No.329 プラネタリウム運営事業
- ク No.156 エコライフ啓発普及事業
- ケ No.157 旧飯田測候所活用事業

基本的方向7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

(1) 計画期間中の取り組み目標

- ア 整備されたプログラムに合わせた人材の発掘と育成が行われ、環境学習を担う人材が創出されています。
- イ 環境学習を担う人材が必要とするデータの整備が進んでいます。
- ウ 環境アドバイザー制度や環境NPO、環境保護団体等のネットワークを基にした環境人材バンクが整備され、環境学習のコーディネート体制の構築が進んでいます。

(2) 取り組み目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	H30年度の進捗状況
① 地域の関係者等と連携した環境学習プログラムを整備します。	◎ 実施中
② 環境学習プログラムに対応できる継続的な人材の発掘と育成に努めます。	○ 実施中
③ 情報提供の仕組みを構築するとともに、地域、学校、催事など各場面の環境アドバイザー制度の更なる利用拡大を図ります。	○ 実施中
④ 環境人材バンク、環境学習プログラムへの需要と供給のコーディネート体制を整備します。	○ 実施中

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中

△：外部要因により実施停滞 ×：未着手

(3) 平成30年度の取り組み状況

- ア 自然観察会を行い、自然とのふれあいの場を設けました。
- イ 市内外を問わず、学校や地域団体を対象に、環境産業公園やグリーンバレー千代の視察を通じて、環境保全への意識の高揚を図りました。

(4) 次年度に向けた課題及び取り組み

- ア 環境を学ぶ場としての環境学習プログラムの整備が必要です。
- イ 環境を学ぶ人・学びたい人のそれぞれのステージにあわせた学習プログラムの整備に取り組みます。また、作成したプログラムを使ってもらえるよう、頒布方法についても検討します。

(5) 対応する事務事業（資料編参照）

- ア No.148 環境教育推進事業
- イ No.326 美術博物館資料調査研究・収集保管事業

- ウ No.327 美術博物館展示公開事業
- エ No.328 美術博物館教育普及・活動支援事業
- オ No.159 3R 推進事業
- カ No.156 エコライフ啓発普及事業
- キ No.157 旧飯田測候所活用事業